九月十五日（火曜日）

出席議員

一番	のぐち　けんたろう
二番	吉村　美紀
三番	松平　雄一郎
五番	ほかり　吉紀
六番	依田　翼
七番	高山　かずひろ
八番	石沢　のりゆき
九番	千田　恵美子
十番	豪一
十一番	浅川　のぼる
十二番	山田　ひろこ
十三番	宮本　伸一
十四番	田中　香澄
十五番	沢田　けいじ
十六番	小林　れい子
十七番	宮崎　こうき
十八番	たかはま　なおき
十九番	金子　てるよし
二十番	市村　やすとし
二十一番	田中　としかね
二十二番	名取　顕一
二十三番	白石　英行
二十四番	松丸　昌史
二十五番	岡崎　義顕
二十六番	上田　ゆきこ
二十七番	品田　ひでこ
二十八番	浅田　保雄
二十九番	海津　敦子
三十番	高山　泰三
三十一番	山本　一仁
三十二番	板倉　美千代
三十三番	関川　けさ子

欠席議員

四番	宮野　ゆみこ

欠員

三十四番

出席説明員

区長	成澤 廣修		こども未来部長	多田 栄一郎	
副区長	加藤 裕一		保健衛生部長兼文京保健所長	阿部 敦子	
副区長	新名 幸男		都市計画部長	鵜沼 秀之	
教育長	丹羽 恵玲奈		土木部長	小野 光幸	
企画政策部長	鈴木 裕佳		資源環境部長	細矢 剛史	
総務部長	竹田 弘一		施設管理部長	松永 直樹	
防災危機管理室長	榎戸 研		会計管理者会計管理室長事務取扱	宇民 清	
区民部長	髙橋 征博		教育推進部長	吉田 雄大	
アカデミー推進部長	塚 隆史		監査事務局長	渡邊 了	
福祉部長兼福祉事務所長	矢島 孝幸		総務課長	畑中 貴史	
地域包括ケア推進担当部長	瀬尾 かおり				

事務局職員

事務局長	佐久間 康一		議事調査担当	宮川 美帆	
議事調査主査	杉山 大樹		議事調査担当	阿部 隆也	
議事調査主査	窪田 英二郎		議事調査担当	鍋由 起子	
議事調査主査	菅波 節子		議事調査担当	平尾 和香	

議事日程

日程第一 一般質問

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし）　ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）　まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十五番　沢田けいじ　議員
二十六番　上田ゆきこ　議員
を指名いたします。

○議長（市村やすとし）　これより、日程に入ります。
日程第一、一般質問を行います。
〔松平雄一郎議員「議長、三番」と発言を求む。〕
○議長（市村やすとし）　三番松平雄一郎議員。
〔松平雄一郎議員登壇〕
○松平雄一郎議員　自由民主党文京区議会の松平雄一郎です。
令和八年九月の定例議会に当たりまして、自由民主党文京区議会を代表して質問をさせていただきます。
今回の質問項目は、一、マンション価格高騰による今後の施策と地域社会への影響について、二、町会・自治会が抱える課題解決に向けた更なる支援について、三、被災地への支援を通じた本区の受援応援体制の強化について、以上、大きく三項目について質問させていただきます。区長、教育長の明快な御答弁をお願いいたします。
まず初めに、マンション価格高騰による今後の施策と地域社会への影響について伺います。
文京区を含む都心六区の中古マンション平均価格は、近年、上昇を続けてきました。コロナ禍直前の二〇二〇年一月時点では約八千二百万円でしたが、今年一月時点では約一億八千八百万円に達し、僅か六年間で二・三倍となる急激な上昇です。新築マンションでも、いわゆる億ションが珍しくなくなり、二億円を超える物件も見られます。
実際、区民の皆様からも、「あそこのマンション、どんな仕事をしている人たちが買えるのか」、「普通の共働きの家庭ではとても買えない」といった声を耳にする機会が増えています。
この上昇の背景には、共働きで世帯年収二千万円を超える、いわゆるパワーカップルによるペアローンでの居住用かつ資産としての購入や、国内富裕層による相続税対策や余剰資金の投資、歴史的な円安を背景とした海外投資家による購入などがあり、特に本区では、中国人富裕層の影響も大きいと考えられます。
これまで本区が積極的に進めてきた子育てや教育に関する政策が効果を上げ、質の高い子育て環境や教育水準を求めるファミリー層が本区へ流入し、人口増加を支えてきました。
しかし、近年の不動産価格の高騰は、文京区で住宅を購入できるファミリー層をより限定し、人口流入にも影響を与え始めていると感じます。実際、直近五年、六年の人口の推移を見ると、ゼロ歳から五歳や、その親世代である三十代から四十代の人口は、少しずつ減少傾向にあります。
マンション価格の上昇は、住宅ローンや家賃として生活の支出に大きな影響を与え、本区の人口流入にも一定の影響を及ぼしていると考えます。
コロナ禍収束後から現在に至るまでのマンション価格の経過と本区の人口の推移について、本区はどのように認識し、分析をしているのか、まず伺います。
一方で、今年二月には、都心六区の中古マンション平均価格の連続上昇記録が三十七か月ぶりにストップし、前月比〇・二％の下落に転じました。僅かな下落ではありますが、過去六年にわたる急激な価格上昇局面の転換点ではないかとの見方もあり、その後、今年七月も、なお極めて高い水準にあるものの、前月比で下落しています。
区内の不動産会社の方からも、これまでの強気な価格設定では成約

に至らない案件が少しずつ増え、売手が価格を引き下げる動きも目立ってきていると伺っています。

また、昨年末の政府の税制改正により、これまで消費税の輸出免税の対象だった、海外に住む非居住者から依頼を受けた国内不動産の売却に関わる仲介手数料が、今年十月より課税対象となります。

さらに、短期売買についても、税制上の措置を講じる政府の動きもあり、海外投資家を含む市場関係者の投資判断にも、一定、影響を与えてきているとの見方があります。

こうした投資マネーの流入減少や日銀の利上げ、居住目的で購入する実需層の購買力の限界などを背景に、マンション価格の上昇傾向には歯止めが掛かりつつあると見られます。

一方、文京区を始め、都心の利便性の高い物件には、高所得者からの人気が根強く、今後、急激な価格の下落は考えにくいとの見方もあります。

決して買いやすくなったわけではなく、住宅ローン金利に加え、管理費、修繕積立金、固定資産税まで含めた総負担は重く、一般的な実需層にとっては依然として高い水準です。

こうした状況が今後も続けば、文京区に住みたいけど、もう少し安いところに住もうと判断するファミリー世帯に影響を与え、近年の文京区の特徴でもあった、共働きの子育て世帯の比率を低下させる一因となる懸念がある一方で、利便性などを求める高所得の単身者、ＤＩＮＫｓと呼ばれる子どもを持たない共働き夫婦、外国人富裕層などの比率を高める可能性もあります。

中には、専門的な知識や技能を持つ人材などの流入が進む可能性もあり、地域経済や地域社会にとってプラスの側面もあると考えられます。

不動産価格の影響が、本区の人口構成を変える局面に来ているのではないかと考えますが、今後の人口構成の変化について、本区の見解を伺います。

また、今後の総人口については、マンション価格が高い状況で推移しても、高所得者に支えられ、急激に人口が減少する可能性は低い一方、人口増加のペースが鈍化する可能性も考えられます。

現在の「文の京」総合戦略における人口推移・将来人口推計は、マンション価格が急上昇する前の二〇二二年の推計に基づくものであり、現状との見込み差が生じている懸念があります。

今年度、人口推計の見直しを行うと認識しておりますが、現時点で、今後の人口増加のペースや年少人口の推移などの将来人口推計について、どのような見通しを持っているのか、区の見解を伺います。

また、特別区民税の影響については、マンション価格が高水準で推移していることから、今後、子育て世帯の流入に一定歯止めが掛かる可能性がある一方、高所得者の増加により、引き続き、特別区民税の税収の伸びが期待できるのではないかと考えます。

近年、本区においては、課税標準額一千万円以上の納税義務者数及びその税額は増加傾向にあり、全体に占める割合も上昇しています。そのうち、課税標準額一億円以上の納税義務者についても、人数、税額、その割合のいずれも増加傾向にあると認識しております。

こうしたこれまでの推移を踏まえ、今後の特別区民税の歳入の見通しについて、本区の見解を伺います。

こうした人口構成の変化は、認可保育所の児童数や区立小学校の新入学児童数への影響が考えられます。

認可保育所の申込状況については、今年度は、昨年九月の第一子無償化の影響もあり、全体で前年度比九十二名の増加となりましたが、

実際の入園数については、三歳から五歳児の定員に対して空きが目立つ状況が続いています。

本区の出生数やゼロ歳から五歳の人口が減少傾向にある中、来年度以降の認可保育所の児童数の推移の見込み、今後の傾向と課題について、本区の見解を伺います。

そして、区立小学校の児童数については、今年度の新一年生が区内二十校全体で千七百十四名となり、前年度比百二十三名の減少となりました。

また、学級数については、これまで本区では、児童数が増加する中で、三十五人学級へも対応するため、普通教室の増室や仮校舎の増築をスピード感を持って進めてきましたが、今年度は五十七クラスとなり、前年度から三クラス減少しています。

段階的に進めてきた三十五人学級が昨年度で完了したこともありますが、新入学児童数の減少に見られるように、本区の教育人口は新たな局面に入りつつあると考えられます。

こうした児童数や学級数の変化にも、マンション価格の高騰が影響している可能性があります。

来年度以降の新一年生を含む児童数の推移の見込み、今後の傾向と課題について、本区の見解を伺います。

近年のマンション価格高騰は、本区の流入人口や地域の人口構成に変化をもたらし、税収や保育、教育、高齢福祉などの各施策、さらには、町会・自治会などの地域コミュニティにも影響を及ぼす可能性があります。

これまで本区は、子育てしやすい環境や質の高い教育環境の整備に積極的に取り組み、選ばれる自治体として、子育て世帯の流入の増加を実現してきました。しかし、今後もマンション価格が高い水準で推移するのであれば、これまでの政策の方向性も転換期を迎える可能性があるのではないかと考えます。

今後、本区に流入する方の中には、専門的な知識やＩＴスキル、語学力などを持つ人材も含まれると考えられ、地域経済や地域社会にとってプラスになる側面もあります。こうした新たな人材の流入を歓迎しながら、子育て世帯を始め、多様な世代・世帯が住み続けられる、バランスの取れた地域社会を維持していくことが重要だと考えます。

今後の人口構成の変化を的確に捉え、できる限り正確な将来見通しと人口推計を基に、来年度以降の予算編成や各施策の方向性にしっかりと反映をしていっていただきたいと思います。

次に、町会・自治会が抱える課題解決に向けた更なる支援について伺います。

近年、町会・自治会は、加入率の低下、役員の高齢化と担い手不足、町会費の回収方法、マンションの新住民や外国人住民とのつながりなど、様々な課題に直面しています。

時代や住民構成の変化が進む中、文京区の各町会が十年後も地域コミュニティの核として機能し続けられるのか、大きな岐路に立っているのではないかと感じています。

本区には現在、百五十三の町会・自治会があり、住民同士の親睦を始め、防災・防犯、清掃・リサイクル、高齢者の見守り、神社祭礼や子ども向けのお祭りなど、地域生活を幅広く支えています。

さらに、区報の配布や交通安全運動、国勢調査への協力、避難所運営協議会の運営、地域活動センターとの連携など、行政の情報や施策を区民の生活の現場へ届ける役割も担っています。任意団体ではありますが、これまでも、そしてこれからも、行政にとっても欠かすことのできない存在ではないでしょうか。

改めて、行政から見た町会の存在意義について、区長の見解を伺います。

これまで本区では、町会が行うイベントや物品購入、パンフレット作成などへの補助を始め、加入促進や担い手確保につながる支援策を展開してきました。また、東京都でも、町会倉庫の購入費補助や、町会費の徴収を支援するデジタル化推進助成など、様々な支援策を実施しています。

こうした補助事業は、コロナ禍収束後、各町会がイベント行事を再開・継続する中で、多くの町会に活用されています。

これまでの支援策について、その評価と課題、来年度以降の方向性について、区の見解を伺います。

また、今年度新たに、町会が抱える課題の解決や、適切な運営を目的とした町会・自治会向けの運営マニュアルの作成を予定していると伺っております。今後の町会活動の継続や課題解決の一助となることを期待いたしますが、このマニュアルの作成目的や内容、今後のスケジュールについて伺います。

しかし、こうした補助事業を活用しながら活動を維持している町会がある一方、高齢化や役員の担い手不足などにより、多くの活動が休止している町会も存在します。こうした町会は、町会費を集めても、活動を通じて町会に還元することや、新たな役員や後継者を育てることも難しく、十年後の存続が危ぶまれる町会も少なくありません。こうした課題は、町会自身の努力だけでは解決が難しく、更なる補助金や助成金の拡充だけでは十分ではないと考えます。

こうした町会に対して、区はどのような課題認識を持っているのか、区の見解を伺います。

また、地域活動センターを窓口とした、より踏み込んだ行政による伴走支援も今後更に必要です。活動が休止状態の町会に対し、個々の状況に応じた伴走型支援について、区の見解を伺います。

一方で、様々な支援策を行っても、どうしても今後の維持が極めて難しい町会が出てくることも想定されます。町会の休止や解散は、住民と行政の双方にとってデメリットが大きいため、近隣町会との合併など、柔軟な対策も検討する必要があると考えます。

二〇二四年五月に柳町町会と柳町三和会が合併し、小石川柳町町会が結成されましたが、こうした事例は、町会の持続可能性を考える上で、重要な参考例だと思います。

町会の中には、合併を課題解決の選択肢として認識していても、会計や規約の整理など、具体的な手法が分からず、行動に移せない町会もあるのではないでしょうか。

町会の合併について、本区の見解と支援策の考え方について伺います。

今後、町会活動を維持するには、新しく転入した住民、特にマンション住民とのつながりづくりが重要です。しかし、その接点づくりには依然として高いハードルがあります。

新しい住民へのアプローチは、まず、町会の活動を知り、その存在と意義を理解していただくことが大切です。子どもがいる世帯であれば、夏祭りやラジオ体操、神社の祭礼、通学路での交通安全の旗振りなど、町会活動を知る機会が比較的多くあります。

一方、近年のマンション価格高騰を背景に増加傾向にある高所得の単身者や、子どもを持たないパワーカップル、外国人住民の方々などは、町会との接点を持つ機会が少なく、町会に入らなければ生活できないという場面はほとんどありません。

しかし、防災や防犯、地域の治安や環境に関心を持つ方は多く、こ

うした方々の町会への関心や参加意欲を高めるには、従来の親睦を目的とした行事や子ども向けイベントに加え、地域課題の解決につながる防災・地域安全の活動がより重要になってくるのではないかと感じます。

また、新しく転入してきた住民の中には、専門的な知識やＩＴスキル、語学力を持つ方もおり、こうした方々が町会活動に携わることは、町会側にとっても大きなメリットです。

これまで町会活動との接点が持ちづらかった高所得の単身者や、子どもを持たない世帯、外国人住民などの方々に、防災・地域安全などの町会活動への関心や参加を促していくために、区はどのような支援を行うことができるのか、区の見解を伺います。

次に、マンション単位のアプローチについては、現在、新築マンション建設時には、建設事業者と町会・自治会との加入促進に係る協議を支援していただいており、一定の効果が出ていると認識しております。

しかし、マンション建設後、管理組合が設立した際に、管理費からの支出をめぐる意見対立等により、町会・自治会から脱退してしまうという課題は依然として残っています。

マンションの管理組合は、共有財産であるマンションの維持管理を目的とし、区分所有者全員で構成される団体です。一方で、町会・自治会は、地域住民同士の親睦や地域生活の向上を目的とする任意の団体です。両者は性格や目的が大きく異なっており、この点がマンション全体で町会に加入することの難しさにつながっているのではないかと考えています。

しかし、マンションの管理組合にとっても、防災・防犯、地域の安全や環境は、マンションの維持管理や良好な住環境を確保する上で重要です。

管理組合の町会への関心を高め、地域活動への支出について理解を得るためにも、町会の役割が、従来の住民同士の親睦にとどまらず、地域課題の解決に向けた防災・地域安全の担い手へと広がっていくことが、より重要になるのではないかと感じます。

マンション単位でのアプローチについて、現状、どのような課題があると認識しており、マンション完成後も町会・自治会とのつながりを維持するためにどのような支援ができるのか、本区の見解を伺います。

さらに、町会・自治会とマンション管理組合が、それぞれの目的の違いを踏まえつつ、防災・防犯などの地域共通の課題について連携できるよう、区が両者をつなぐ仕組みを構築することはできないか、区の見解を伺います。

時代や住民構成の変化に対応するためには、これまでと同じ運営方法では、町会を維持することが難しくなってきています。町会役員の皆さんは、基本的にボランティアで活動し、地域の様々な活動を継続するために懸命に取り組んでいます。しかし、御高齢の役員の方々からは、「もうこれ以上はできない」といった切実な声も聞こえてきています。

町会がなくても、私たちは文京区で生活できるかもしれません。しかし、町会がなくなれば、地域の楽しみやにぎわいだけではなく、地域の安全・安心を支える力も弱まってしまいます。

本区のマンションの資産価値を支える要素の一つである治安の良さや安全・安心な住環境は、行政だけではなく、町会・自治会を始めとする地域の方々の長年の努力によって支えられてきたものだと思います。

町会は任意団体であり、行政による支援にも限界があることは承知しております。しかし、町会・自治会が今後も地域の重要な担い手として活動を続けていくためにも、従来の加入促進や補助金中心の支援にとどまらず、時代の変化に対応した新たな取組を後押しするとともに、これまで以上に寄り添った伴走型の支援を行っていただきたいと強く願います。

最後に、被災地への支援を通じた本区の受援応援体制の強化について伺います。

今年七月二十八日に発生した令和八年熊本地震から約一か月半が経ちました。最大震度七を観測し、熊本市、八代市を始め、熊本県内多くの自治体が被害を受けました。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、一日でも早い復旧復興を祈念いたします。

本区は、熊本県を始め、県内の各自治体と友好都市協定を締結しており、現在、関係自治体と連携し、被災自治体への職員派遣や支援物資の輸送、ふるさと納税による災害支援の代理寄附受付など、様々な支援策を行っています。関係各部署の皆様の迅速な御対応に敬意を表します。

大規模災害が発生すると、被災自治体では、避難所運営、罹災証明の発行、物資対応、住民対応などの業務が一気に増加し、自前の職員だけでは対応することが困難になります。

こうした被災自治体の初動・応急対応を支えるため、平成三十年に、総務省を中心に、応急対策職員派遣制度が創設されました。令和六年能登半島地震においてもこの制度が活用され、本区職員を含む、多くの全国地方公共団体職員が被災地に派遣され、災害対応業務に従事しました。

今回の熊本地震においても対口支援が行われており、総務省による、八月二十五日時点で、熊本を除く全国四十六都道府県、十九政令市から、延べ約一万七千人の職員が八市町に派遣されております。

本区では、発生から八日後の八月五日から約二週間、熊本県八代市に計九名の職員を派遣し、また、八月二十一日から約一週間、熊本市への二名の職員を派遣いたしました。今後も、被災状況や現地の支援ニーズによっては、追加の職員派遣が行われると伺っております。

今回のこうした対口支援について、どのような流れで派遣要請があり、派遣に至ったのか、被災自治体や東京都との連携を含め、これまでの経緯について伺います。

また、今回の経験を通じて明らかになった課題と、今後の本区の受援応援体制にどう反映していくのか、併せて伺います。

一方、本区が被災自治体となった場合、本区の職員だけで全ての業務を処理することは困難であり、職員の負担軽減と被災した区民への支援のためにも、他自治体からの応援職員を受け入れることが必要です。

応急対策職員派遣制度、そして文京区災害時受援応援計画に基づき、対口支援チームなどの派遣要請を行うことになると認識しておりますが、本区から応援職員の派遣を要請するまでの仕組みはどのようになっているのでしょうか。また、実際に対口支援チームを受け入れる際、どのような体制で受け入れ、各部署との調整や業務分担を行っていくのか、これまでの派遣の経験を踏まえた区の見解を伺います。

次に、支援物資等の輸送に関しては、今回も東京都トラック協会文京支部の皆様の御協力により、八月十四日に要請のあった熊本市アクアドームくまもとへの支援物資の搬入が行われました。トラック協会の皆様の御尽力に、心から感謝を申し上げます。

本区では、これまでも被災地への支援物資等の輸送を行ってきまし

たが、今回の支援では、どのように被災自治体から要望を受け、物資の内容を選定し、受入先の調整を行ったのでしょうか、その経緯について伺います。また、輸送先との調整や物資の受渡しなどにおいて、混乱やトラブルはなかったのか、今回の経験から見えてきた課題についても伺います。

そして、本区が被災地となった場合には、文京区災害時受援応援計画に基づき、発災後四日目以降、国や都から支援物資を受け入れるほか、協定自治体やその他の自治体、協定事業者・団体などに要請し、物資を受け入れることとしています。

これまで実際に被災地への支援物資輸送を行ってきた経験を生かし、今度は本区が支援を受け入れる側となった際にも、その経験や知見を生かせる体制を整えておくことが重要だと考えます。

近年、災害協定を締結している東京都トラック協会文京支部と、避難所総合訓練などにおいて、物資の受入れに関する実践的な訓練を行っていますが、こうした訓練を通じて見えてきた課題はどのようなものがあり、それを今後の受援体制にどのように反映していくのか、また、トラック協会文京支部との平時からの連携について、今後更にどのような取組を進めていけるのか、区の見解を伺います。

本区はこれまで、熊本地震や能登半島地震など、甚大な被害のあった自治体へ積極的に支援を行ってきました。こうした被災者、そして被災自治体に寄り添った支援は、いざ本区が被災した際に多くの協力をいただけるお互いさまの関係を築き、区民の生活再建を支える上でも重要な取組です。

これまでの取組を高く評価するとともに、過去の災害支援の現場で得られた経験や知見を今後の対策に生かし、更なる受援応援体制の強化につなげていただくことを期待いたします。

以上で私の質問を終わります。

御清聴いただき誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　松平議員の御質問にお答えします。

最初に、不動産価格高騰による区政への影響に関する御質問にお答えします。

まず、本区の人口への影響等についてのお尋ねですが、近年の区内のマンション価格は上昇傾向で推移しており、土地価格も高騰していると認識しております。

また、人口推移については、日本が人口減少社会にある中、本区では全体として増加傾向となっています。一方、一部の年代では減少傾向も見られ、人口の増加ペースについては、現行の「文の京」総合戦略における将来人口推計と比較すると、鈍化しつつあります。

年齢三区分別の人口についても、推計値と実績値との間に乖離（かいり）があり、人口構成が変化していくことで、地域活動との関わり方等にも変化が生じる可能性もあると考えております。

現時点では、今後の人口推移の予測を具体的に申し上げることはできませんが、総合戦略の改定に向けた人口推計では、近年の人口動態や社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、子育て、福祉、教育等の環境整備や必要な施設整備などの施策を着実に進め、区民の皆様に住んでいて良かったと実感いただけるよう、取り組んでまいります。

次に、特別区民税の見通しについてのお尋ねですが、特別区民税は、昨年度決算において、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加等により、約四百三十八億円と過去最大となり、初めて四百億円

台となっております。

都の毎月勤労統計調査において、名目賃金が上昇しており、本区においても給与の特別徴収税額が伸びていることや、議員御指摘のように、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加傾向は続くと見込まれることから、来年度以降においても、当面は安定的な税収を確保できると考えております。

次に、認可保育所等の児童数等についてのお尋ねですが、本年度の申込者数は、昨年九月から実施している第一子の保育料無償化等の影響も一因となり、昨年度と比べ、全体で九十二人の増加となりました。

近年、本区のゼロ歳から五歳までの人口は緩やかな減少傾向が続いておりますが、来年度以降の認可保育所等の児童数については、当面の間、本年度と同程度の水準で推移するものと考えております。

また、申込者数や待機児童数の状況を年齢別に見ると、ゼロ歳から二歳児クラスでは依然として高い需要がありますが、地域差が生じる可能性も考えられることから、きめ細かな需要の把握に努めてまいります。

三歳から五歳児クラスでは、定員に対して空きが目立つ状況が続いており、今後も、年齢によって需給状況に差が生じる傾向が見込まれ、定員に対する空きが更に拡大する可能性もあるため、実態に合わせた定員の見直し等を検討してまいります。

引き続き、人口推計の変化や、地域や年齢ごとの実情に応じた保育の在り方について検討を進めることで、保育の質を維持しながら、安定的な保育提供体制の確保に努めてまいります。

次に、町会・自治会への支援に関する御質問にお答えします。

まず、町会・自治会に対する認識についてのお尋ねですが、町会・自治会では、自治基本条例における協働・協治の考え方に基づき、地域課題の解決や地域住民の相互連携を図るため、自主的・自律的な活動を行っているものと認識しております。

また、地域の担い手である町会・自治会は、地域コミュニティの核となる存在であり、町会・自治会活動そのものが、本区の魅力である安全・安心なまちづくりの一端を担っているものと考えております。

次に、支援策についてのお尋ねですが、区では、加入促進や運営に係る支援を行うことで、担い手不足の解消を図るとともに、地域コミュニティの活性化に取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として、加入率が減少傾向にあり、役員の高齢化等も課題となっております。

今後は、これまで町会・自治会との接点が少なかった区民に対し、加入促進に向けた取組を進めるとともに、町会・自治会の活動を周知することにより、新たな担い手の確保につながるよう、事業を展開していく必要があると考えております。

次に、文京版町会・自治会運営マニュアルについてのお尋ねですが、本マニュアルは、加入率の低下及び活動の担い手不足などが深刻化していることから、これらの課題を解決するため作成したものです。役員運営に関する基礎的な知識を始め、規約・会則、会計処理、個人情報保護、さらには新築マンションや外国人住民への対応など、幅広く網羅した内容となっております。

先月完成した本マニュアルは、今月から来月にかけて、区内の全町会・自治会へ配付するとともに、データでも提供する予定です。

次に、組織運営が困難な町会・自治会への対応についてのお尋ねですが、町会・自治会活動の継続が困難になることは、地域コミュニティの存続に重大な影響を及ぼすと認識しております。

町会・自治会の合併は、活動を継続するための選択肢の一つである

ものの、対象区域や会費、会計、規約、役員体制など、関係する町会・自治会ごとの合意形成が必要となります。

そのため、引き続き、活動休止の状況や課題を把握するとともに、支援策や合併の可能性について、文京区町会連合会から方針を聞き取り、慎重に対応を協議してまいります。

あわせて、文京版町会・自治会運営マニュアルを活用し、地域活動センターが調整役を担うことで、個々の課題解決に向けた伴走支援を行ってまいります。

次に、接点が少ない方へのアプローチについてのお尋ねですが、区では、町会・自治会との接点が少ない方に対して、地域活動センターの公式ＬＩＮＥを通じて町会・自治会のイベント情報を配信することで、その活動の周知に努めております。

また、町会・自治会に対しては、加入促進事業への補助を行い、活動への参加のきっかけづくりを支援しております。

特に、外国人住民へのアプローチについては、喫緊の課題と認識しており、町会・自治会との関係構築に向けた支援を進めてまいります。

今後も、これまで接点が少なかった方にも地域活動に関心を持っていただき、町会・自治会への加入がより一層進むよう、周知や支援の充実に向けて検討してまいります。

次に、マンションとのつながりについてのお尋ねですが、区では、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱及び文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例に基づき、事業者との協議において、窓口となる担当者を確認し、町会・自治会へ情報提供をしております。

建築物完成後についても、管理会社等の窓口を町会・自治会へ情報提供しておりますが、新築マンションの入居者に対する働き掛けについては課題があると認識しております。

区内のマンションが増加する中、町会・自治会が実施する事業のうち、会員・非会員を問わず参加できる事業へ補助を行うことで、新規のマンション住民が町会・自治会とつながる機会を創出できるよう、支援を行っております。

また、マンション管理組合と町会・自治会は役割が異なることから、それぞれの特性を踏まえた連携につながるよう、文京区町会連合会と協議するとともに、他自治体の事例を参考にしながら検討してまいります。

最後に、災害時の受援応援体制の強化に関する御質問にお答えします。

まず、被災地への職員派遣についてのお尋ねですが、八代市については、協定を締結している熊本県内にある同市から要請を受け、在宅避難高齢者の健康状態の把握等に従事するため、八月五日から十九日までの間、保健師及び事務職員を派遣しました。

また、熊本市については、都と区長会による対口支援の一環として、本区から、罹災証明書の交付及び住家被害認定調査の業務のため、八月二十一日から二十八日までの間、事務職員及び建築職員を派遣しました。

対口支援は都との調整等が必要であり、決定に時間を要していたため、本区では協定締結自治体への支援を先行して実施したところです。

支援に当たっては、区自ら被災状況等を把握し、必要な支援につなげられるよう、平時から協定締結自治体との連絡体制を構築し、発災時に速やかな情報収集ができる、顔の見える関係を築いておくことの重要性を改めて認識したところです。

一方、受援体制については、今回の派遣実績も踏まえ、対口支援が

決定するまでの間の協定締結自治体からの支援も念頭に置きながら、本区における的確な対口支援制度の活用に向け、全庁横断的な情報連携体制の構築に努めてまいります。

次に、対口支援に係る派遣要請についてのお尋ねですが、本区では、文京区災害時受援応援計画に基づき、受援調整会議において、災対各部が把握した受援ニーズ等を検討した上で、区長が本部長として受入れを決定し、派遣要請を行うこととしております。

また、区に到着した応援者に対しては、災対総務部受援担当が受入れを行い、受援ニーズに基づいて、災対各部の受援担当に引き継ぐものと定めているところです。

現時点では、国が調整する応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を、本区から他自治体に対して行った事例はございませんが、これまで行った被災自治体への職員派遣の経験から、発災時に的確な対口支援を受けるためには、災対各部の受援ニーズを集約し、区として必要な支援を早急に把握することが重要であると認識しております。

引き続き、発災時に備えた派遣要請及び受入体制について、検討してまいります。

次に、支援物資等の輸送についてのお尋ねですが、本区では、災害時における相互応援協定等に基づき被災地支援を行っており、令和八年熊本地震においても、東京都トラック協会文京支部に御協力いただき、支援物資を輸送したところです。

発災後、必要な支援を確認するため、本区から熊本県、熊本市、上天草市、玉名市へ連絡したところ、熊本市東京事務所より、支援可能な物資について、熊本市ホームページに登録するよう案内がありました。

そこで、十年前の平成二十八年熊本地震を参考に支援物資を選定し、熊本市ホームページに登録した結果、ニーズが合致した物資をアクアドームくまもとへ輸送するよう、熊本市から依頼を受けました。

輸送先との調整や物資の受渡しにおいて、東京都トラック協会文京支部との連携も含め、大きな混乱やトラブルはありませんでしたが、輸送車両の確保や、長距離移動による運転手の負担を考慮した輸送方法の工夫など、広域的な支援を行う上での課題について認識したところです。

こうした経験を踏まえ、被災自治体との情報共有や連絡体制の在り方、支援物資の選定から輸送までの調整プロセスについて点検を行うとともに、東京都トラック協会文京支部を始めとする関係機関との連携を一層強化し、迅速かつ的確な支援体制の構築に努めてまいります。

次に、支援物資の受入体制等についてのお尋ねですが、これまでも、避難所総合訓練において、物資集積拠点であるスポーツセンターから各避難所まで、実際のトラックを使用した実践的な輸送訓練を行ってまいりました。

こうした訓練を通じて、各避難所の出入口の確認、道路状況等を踏まえた配送ルートの把握、荷降ろし等に必要な資機材の整備など、より詳細に検討するべき新たな課題が明らかになってきたところです。

また、文京区災害時受援応援計画では、協定に基づき、東京都トラック協会文京支部へ物流コーディネーターの派遣を要請し、物資集積拠点において、搬入された物資の内容確認や保管場所の指示等を行うこととしております。

今後とも、こうした新たな課題や、物流コーディネーターの具体的な運営手順等について、定期的な訓練や意見交換の場を設け、平時からの連携を深め、災害時の円滑な受援体制の構築に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　教育に関する御質問にお答えします。

児童・生徒数の推移等についてのお尋ねですが、来年度の区立小学校入学予定者数は、本年度と同程度と見込んでおります。これまで増加を続けてきた全児童数の動向につきましては、新たな局面に入りつつあると認識しております。

一方で、大規模マンション建設や再開発事業等の影響により、一部の地域では引き続き児童数の増加が見込まれます。

また、現在の小学校高学年の児童数や、中学校での三十五人学級の導入を踏まえると、区立中学校の学級数は一時的に増えることが想定されます。

引き続き年少人口の動態等を注視し、適切に対応してまいります。

〔松平雄一郎議員「議長、三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　三番松平雄一郎議員。

○松平雄一郎議員　自席からの発言をお許しいただきたいと思います。

区長、教育長、御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今後、各委員会、また決算審査特別委員会等の場で、同会派の議員とともに、しっかり本日質問させていただいた内容について議論を深めてまいりたいと思っております。

本日はありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時四十五分休憩

午後二時五十五分再開

○議長（市村やすとし）　これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔石沢のりゆき議員「議長、八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　八番石沢のりゆき議員。

〔石沢のりゆき議員登壇〕

○石沢のりゆき議員　二〇二六年九月定例議会に当たり、日本共産党文京区議会議員団を代表し、質問します。

まず、暮らし支援の問題です。

暮らしと地域経済に重くのし掛かる物価高の原因は、ウクライナやイラン戦争の影響だけではありません。高市政権の責任ある積極財政の実態は、財源なき大企業と軍事へのばらまきで、国債が売られ、長期金利が上昇し、円安は四十年ぶりの異常水準で、日経電子版は七月に高市円安と報じています。

また、高市政権は、消費税を食料品だけ二年間限定で一％にし、二年後に七％分の大増税で、財源は示さず不安が広がり、八月の世論調査では、政府の物価高対応を評価せずが六四・七％でした。そして、九月の食品値上げは四千九百二十三品目に及び、二年連続で二万品目を超える見込みです。

来年度の予算編成方針で、社会動向の的確な把握というのなら、高市政権の無責任な放漫財政が物価高を増幅させ、暮らしの困難に拍車を掛けているとの認識を持ち、福祉増進が任務である自治体として、暮らしと地域経済への本気の支援に取り組むべきです。併せて見解を求めます。

予算編成方針には、区民ニーズに確実に対応するとありますが、そのための必要な財政需要については、真に見極めるとしています。こ

の方針では、国が社会保障削減や負担増を押し付けている下で、命と暮らしを守れないのではないか、伺います。

この夏、区内の建設業の方々から、シンナーは不足を受け国が買えるようにしたが、一斗缶で従来より一万円も高く、購入できない、建設資材が四から六割値上がりし、電線は二から三倍で、発注者に見積りすら出せないと、苦しい実態が寄せられました。

国に、中小業者支援の給付金事業求め、区も中小企業事業継続補助を再度実施し、無利子無担保融資も行うべきです。伺います。

また、医療や介護事業所からは、訪問サービスの職員が、猛暑の中、坂道を駆けめぐり、熱中症で緊急受診を余儀なくされながらケアを提供しても、国の訪問介護報酬削減で経営はひっ迫したままといいます。継続中の物価高騰支援に加え、経営安定化のための財政支援を行い、都補助の対象外となる場合の電動自転車や電池の購入、電気代等への補助を区として実施すべきです。併せて伺います。

介護施設の入所者・家族と職員にとって大変な不安と負担となる、事業者の撤退や事業譲渡が相次いでいます。公的介護サービスの提供施設であり、当然、自治体の責任が問われます。

二〇二五年四月十二日に、福音会が特別養護老人ホーム白山の郷やデイサービス三か所の運営から撤退し、区のデイサービス二か所を運営してきた芙蓉会を区が選定し、運営を引き継ぎました。ところが、芙蓉会は僅か五十三日後の六月四日に区と打合せし、白山の郷再開時に職員が集まらない場合を想定し、撤退の可能性に言及し、法人内部で事業譲渡先を探す検討指示をしたといいます。

このような前代未聞の事態について、区がこのとき、芙蓉会の申出の原因について確認した内容を詳しく述べてください。

また、八月六日の打合せで、芙蓉会から、財政状況が非常に厳しく、事業譲渡せざるを得ないとの説明を受けましたが、経営悪化の具体的原因を述べ、それは選定時に把握し得なかったと言えるのか、説明を求めます。

福音会、芙蓉会が長年区内で提供してきた介護の質、従事者は区民の財産であり、法人同士の譲渡が法令上可能だとしても、命を支える介護サービス提供に自治体が責任を果たすべきです。事業を引き継ぐ響会が撤退若しくは事業譲渡する可能性は絶無と言えるのですか。説明してください。

なお、響会への譲渡の話が持ち上がった一年後の今年五月に、議会の会派説明で初めて知らされましたが、七月十日の地域包括ケア推進委員会でも事業譲渡に関わる説明を求めるなど、不安の声がありました。

一年間も知らせないのは区民や議会への背信行為ではないか、説明を求めます。

今年四月から奉優会の運営が始まった千駄木の郷のデイサービス利用者から、「今までは自宅玄関まで迎えに来てくれたのに、事業者が替わった途端、車道まで歩いてきて待っていてくれと言われた。これではデイサービスに行けない」との悲痛な実態が寄せられました。

千駄木の郷のサービス低下はないか、人手は十分か等、法人任せにせず、区が責任を持ち、点検・指導していくことが必要で、伺います。

二〇〇七年に、当時の区立くすのきの郷で、介護保険法違反が原因で介護施設の運営資格停止処分を受けた際、区長は、「区の全組織を挙げ、区民の信頼回復と更なる区民福祉の向上のために最大限努力をする」と区民に誓いました。このときの発言に立ち戻り、旧区立特別養護老人ホームを区立に戻して、介護施設の運営、サービス提供と従事者の雇用維持に全力を尽くすべきです。伺います。

二〇〇〇年に始まった介護保険は、当初の二倍となる保険料を徴収しながら、国は給付の範囲を縮小し、国家的詐欺との批判が絶えません。利用料の原則二割化やケアプラン有料化、要介護一、二の保険給付外しは、介護関係者先頭にした大反対で実施を押しとどめていますが、国は更なる改悪を進め、地方での人員基準の緩和や保険給付から外す特定地域を指定するなど、全国一律のサービスを崩壊させようとしています。

介護提供に責任を持つ区長は、国にこれらの改悪中止と国庫負担の抜本増を求めるとともに、次期介護保険料は二十一億円の介護基金を使うことを含め、値下げすべきです。伺います。

七月二十八日、十年前の地震からようやく立ち直ろうとしている熊本で、最大震度七の地震が再び発生しました。

八月末現在、死者三十八名、全壊・一部損壊含めた被害は三万六千二百四十六棟、酷暑の中、発災後一か月以上経過するのに、いまだ避難所は五十五か所、避難者数は二千百七十名と、不自由な生活を強いられています。

驚くべきことに、避難所である体育館で相変わらず床に雑魚寝というプライバシーの欠如、炭水化物中心の食事で野菜が少なく体調を崩す、トイレは男女の区別がなく、近接した男女トイレでは性被害のリスクがある、国からの支援で段ボールベッドが届いたが、保管先がなく、人手が足りず、配付の大幅な遅れ、能登半島地震などの教訓も生かされていません。

猛暑の中に停電が長引いたことは、命に直結する問題で、避難所での非常用電源確保が喫緊の課題です。区は、改築する学校にとどまらず、既存校などへの設置を早急に検討すべきです。お答えください。

八月二十三日には、茨城県南西部を震源とする地震で文京区も震度四を観測するなど、首都直下地震への避難所体制、職員配置体制の見直し等、再検討と強化が早急に求められますが、伺います。

同じ災害大国のイタリアの避難所は、六時間以内に避難テント、パイプベッド、トイレ、シャワー、十二時間以内に温かい食事、被災地近隣州が、医療、キッチン、心理士、電気配管技師などを一つのユニットとして派遣し、被災者支援を行います。

日本でも、避難所・避難生活学会がＴＫＢ（トイレ・キッチン・ベッド）を提唱していますが、予算は足りません。元総務大臣の片山善博氏は、「日本もイタリアを見習うべき。県がもっと中心になり、国が財政的に支援すること」と指摘しています。

区もＴＫＢＢとして災害用シャワーを新規購入していますが、全避難所に何台確保の予定か、また、災害時用トイレカーも確保すべきです。併せて伺います。

イタリアのように対応するには、国の支援が不可欠です。スフィア基準の基本的考え方は、人権の保護です。軍事予算を増やすのではなく、災害から国民の命を守ることにこそ税金を使うよう、国に求めるべきです。伺います。

家屋の倒壊から命を守るために、建物の耐震化が重要な手だてです。区は、耐震改修のための診断、設計、工事の助成を行ってきましたが、利用者は漸減しています。要因は何か、伺います。

今年度から、助成金増額と、新たに分譲マンションの建て替え助成五千万円が追加されました。直近までの実績、周知方法、区民の受け止めを伺います。

阪神・淡路大震災など、大規模地震で起きた火災の六割以上が電気に起因しています。地震による火災を防ぐには、感震ブレーカーの普及が首都直下地震対策の柱とされています。

昨年一月末で終了した、都の大塚六丁目や根津二丁目等、木造住宅密集地域への感震ブレーカー設置事業の実績数を伺います。

区は、二〇一六年からこれらの地域を包含した支援を行ってきたが、その対象は新規に避難行動要支援者登録した方に限られ、年間予算僅か二十七万円、対象三十五世帯で、一世帯で僅か七千七百円です。

新宿区は、新築も含め、区内全域の住宅を対象に、一般世帯上限六万円、住民税非課税世帯上限七万五千円を設置費用の一部助成し、品川区では賃貸住宅も対象です。しかし、文京区は購入のあっせんのみで、区の本気度が問われます。

区民の命を守ると決意して、新宿区のような助成制度を創設し、周知等の強化が必要です。伺います。

家具転倒は死亡や重傷者を生み、また、避難や救助も困難にもします。区の家具転倒防止器具設置助成事業の実績は、二〇二四年百件、しかし、二〇二五年は三十七件に減っています。普及しない理由をお聞かせください。

設置するための協力事業者はシルバー人材センターと民間会社一社にとどまるが、なぜ事業者が増えないのか、器具購入・設置費用を含め、上限二万五千円で、設置作業に二名以上が必要で、器具購入費用を差し引くと人件費がほとんど賄えないのではないか。助成額の引上げ、自費での購入も補助すべきで、併せてお答えください。

教材費無償化と少人数学級についてですが、憲法二十六条は義務教育を無償とし、私費負担の解消は喫緊の課題です。

二〇二三年度の決算額で、区立小・中学校九年間の集金額は約二十二万円ですが、文部科学省は、今年七月に、教材費に関する保護者負担軽減に関する事務連絡を出しており、物価高で家計の負担軽減は待ったなしです。

二十三区中十一区が実施する教材費無償化、十二区が行う修学旅行、移動教室無償化に踏み出すよう求め、伺います。

二月の我が党の予算修正では、区立小学校一万千三百八十五人、区立中学校二千四百十人の教材費無償化は、三億五千七百五十四万円で可能です。昨年の決算剰余金は四十三億円で、財政的には十分可能です。

板橋区では、小学校の給食無償化に国が一人当たり月額五千二百円の財源を出したことで生じた財源上の余力を教材費無償化の財源に充てるとしていますが、文京区では当初予算で幾らの余力ができたのか、伺います。

区は、来年四月入学の小学生と中学生に入学準備金を支給しますが、物価高が続き、コロナ禍より大変という中、高校に入学する中学校三年生にも入学準備金を支給すること、足立区のように給付型奨学金制度の創設を求め、併せて伺います。

少人数学級は、昨年度、小学校の三十五人以下学級が完了し、中学校も今年度から段階的に三十五人以下学級が始まりました。しかし、ＯＥＣＤ平均である二十人程度の学級に比べ、規模が大き過ぎます。

本田由紀東京大学大学院教授は、「日本の児童・生徒は非常に学習意欲が低く、学習の意義、学んでいる内容の意義や面白さ、楽しさといった認識が国際比較で見ても低い。学校教育に対する子どもたちの不適応が不登校や自殺という形で表れている」とし、「教員の長時間労働、過重労働は世界最悪で、その結果、成り手不足にも直面している」と述べています。

以前、区で講演したフィンランドの元教育大臣の本国でも、二十人学級以下が基本です。子どもの学びを保障するため、二十人学級を目指し、更なる前進が求められます。

文京区で昨年、生きづらさを抱え、統計上は不登校とされる子どもは、小学生で二百十五人、中学生で二百三十人にもなっており、一人一人の子どもに目が行き届く少人数学級が求められています。

区で小・中学校とも三十人以下学級にした場合に追加で必要な教室数と教員数を伺います。また、今年四月と九月時点での教員の欠員数とその内訳、補充人数と正規・非正規の内訳についても伺います。

我が党区議会議員団は、最善、快適で平等の教育環境実現を求めて、三十年以上前から区立学校を調査してきました。二〇二二年の調査を基に、著しく老朽化した特別教室を直ちに改修するよう求め、根津小学校を含めた十七校九十七のうち六十四教室が今年度中に完了し、来年度には全て終わります。今夏の調査で見た改修後の特別教室は見違えるようにきれいで、子どもたちからも、「教室がきれいだと勉強に集中ができる」との声が寄せられています。

一方、学校間の教育環境格差は依然残っています。築三十三年のある中学校は、プール脇の廊下の天井や廊下の出窓に雨漏りがありました。

〔石沢のりゆき議員パネルを提示〕

最上階の階段踊り場の雨漏りは、天井材が黒く変色し、穴が開き、その下には水受けを置いていましたが、いつから雨漏りしていたのか伺います。

同校の生徒用ロッカーはサイズが小さく、Ａ４の教科書を立ててしまえず、調理室は給湯器が故障してお湯が出ない流しがあり、真冬でも冷たい水を使わざるを得ません。

また、築三十年のある小学校は、四月下旬の大雨で、給食の運搬に使っていたエレベーターが雨漏りで故障し、使えず、五、六年生が二から四階の全二十五クラスに約八百人分の給食を運びました。同校は英語教室でも雨漏りし、特別教室にはブラウン管テレビが残されています。

築三十年経過した学校の外壁、屋上防水工事は喫緊の課題で、国は築二十年から四十年の学校を対象に、雨漏り対策の外壁改修工事にも原則三分の一を補助するのですから、直ちに活用して工事を行い、築三十年経過の学校はいつまでに普通教室や特別教室の改修工事を行うのか、併せて伺います。

また、中学の学校選択制は、学校のきれいさや風評で希望者に偏りが生じるなどの課題があり、検証し、やめることを求め、伺います。

なお、体育館にナショナル製などの音響設備が残されており、「一生に一度の卒業式や入学式で音を出せなかったら台無しになる」との声が寄せられており、直ちに更新すべきで、伺います。

ある中学校の三から四階の普通教室のエアコンが七月十三日に壊れ、生徒から「暑くてへろへろになった」という声が届きました。壊れたエアコンは設置後十七年経っていましたが、我が党区議団は、今年三月の予算審査特別委員会で、「設置後二十年以上のエアコンを、都の補助も活用し、直ちに更新を」と求めた際、教育委員会は「設置年数だけを基準に更新する予定はない」と答えていました。

ところが、四か月後の猛暑の最中にエアコンが壊れたのですから、都が十五年以上経過したエアコンを基準に更新費用の補助を行うのに準拠し、直ちに更新することを求め、伺います。

なお、ある全館空調の学校は、数年前に改修が行われたにもかかわらず、「冷房の効きが悪い」という声が寄せられており、改善を求め、伺います。

体育館のスポットエアコンを本格エアコンに切り替えていますが、ある学校では、格技室でスポットエアコンを使用しています。体育館

以外で使用している学校は他にあるのか伺い、これらも直ちに本格エアコンへの切替えを求め、伺います。

シビックセンター一階でコンサートやイベント時に出現する女性トイレの長蛇の列は、今や人権問題です。主要七十二市区の学校のトイレで、男子用の便器数が女子用の一・四倍という実態が報道されましたが、文京区の全三十校では、男子用の便器は女子用の一・四四倍と、七十二市区平均を上回り、最大の学校は一・八五倍です。

女性用のトイレの少なさを問題提起してきた都内在住の百瀬まなみさんは、八月二十三日付朝日新聞一面で、女子トイレは並ぶもの、女性は我慢するものと、子どものうちからすり込みをしているのではないか、学校という建物が女性の差別を内面化させる装置になっているのではないかと指摘しています。

学校から女子用の便器数を増やし、ジェンダー不平等を解消する取組が必要です。認識を伺います。

避難所に関する国際基準、スフィア基準では、避難所のトイレについて、女性用と男性用を三対一の比率で確保するよう明記していますが、区立学校の改築時には、女子用の便器数は男子用を上回る数を整備すべきで、伺います。また、この二年間の新築三校の便器数と男女比をお示しください。

さらに、既存校でも便器数の男女比を改善し、区立小・中学校に残る和式便器五十六基は直ちに洋式化し、また、火災への対策として、学校へのスプリンクラー設置を求め、併せて伺います。

二〇二五年度の決算剰余金は四十三億円、実質収支比率は五・三％で、適正値とされる三から五％を上回っています。よって、暮らし支援を行う財政力は適正と言えますが、昨年度末の総基金残高と併せ、認識を伺います。

そして、暮らし支援に本気で取り組み、住民税非課税・均等割のみ課税世帯への給付金実施、高齢者・子育て世帯への家賃補助、子どもの国保料・均等割ゼロ、認可園に申し込んだ全員が認可保育を受けられるよう、保育所の増設と保育の質確保へ委託費の弾力運用中止、育成室待機児ゼロ、シルバーパス購入費負担を誰でも千円にし、免許返納者が電動自転車を購入する際に補助する等、とことん暮らしを応援すべきです。それぞれ伺います。

一方、予算編成方針は、財政調整基金の年度末残高について、二百億円程度必要と、新たなため込みに進む構えです。

確かに、過去十年間の財政調整基金からの繰入れは、当初で前半五年の平均四十七億円から後半五年は七十一億円へ、二十四億円、七三％増えていますが、決算額は四十二億円から四十四億円で、二億円、四・七％増にとどまります。よって、財政調整基金の年度末残高は、二百億円でなく、財政標準規模の二〇％以下で十分です。認識を伺います。

今と将来の区財政を真摯に見通すなら、シビックセンターと学校への投資的経費について説明すべきです。

区は、当初予算概要で、投資的経費の増加要因に教育施設を挙げ、シビックセンターには触れようとしません。しかし、今行っている学校改修や改築は、一九九九年に完成したシビックセンターに八百億円をつぎ込んだ結果、マイナスシーリング予算で学校施設整備費を削り、学校統廃合まで画策して改築・改修を先送りし、放置した結果です。

統廃合は、町会やＰＴＡ始め、住民の猛烈な反対と我が党の論戦でストップさせましたが、この時期のツケを今克服しているのであって、最善、平等の教育条件実現へ、学校改築や改修は待ったなしの課題です。区長の認識を伺います。

湯島三丁目まちづくりについて、八月の都市計画審議会に初めて北東地区の具体的内容が報告され、今年度中に都市計画決定するという性急な進め方です。この計画に必要性・緊急性があるのか、今年度中に都市計画決定すれば工事費高騰分の追加的支援があるからではないか、伺います。

計画は、指定容積率六〇〇％に対し、計画容積率一〇〇〇％ですが、引上げ可能な要素は何か、また、区が二〇一四年に自ら定めた絶対高さ六十メートルを踏みにじり、この地域で突出した百七十メートルの高さにし、湯島天満宮の学問の神様を見下ろすことになるという批判の声をどう受け止めますか。伺います。

今後、この高さにスカイラインを合わせる先鞭を付け、また、周辺の急激な地価や家賃上昇を招くのではないか、併せて伺います。

Ａ街区建物の延べ床面積と商業施設、宿泊施設、住宅の各割合を伺います。

台東区では、上野・浅草地域でホテルが急増していると言われる中で、補助金ありきのホテル計画はやめるべきです。

この間、区内の再開発ビルの多くは住宅が主でしたが、後楽二丁目南地区は業務が主で、この計画も、宿泊施設や商業施設が全体の半分以上を占めるなど、再開発の形が変容しています。

税金が投入される再開発が収益中心となることに公共性があるのか、そうであれば、区民に対し、早期に補助金額を明らかにすることが区の責任ではないか、伺います。

また、四百戸もの高額なタワーマンションに公共性があるとは言えません。不足している公共住宅提供のために、一定規模数を区が借り上げ、家賃補助する住宅にすべきです。お答えください。

今後、都市計画法十六条に基づき、十一月頃、都市計画原案の縦覧、説明会の予定ですが、十六条は公聴会の開催等とされ、都道府県又は市区町村が作成した都市計画の原案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場と考えられると国土交通省が説明しています。

原案の内容について、住民が十分把握できるようにし、公聴会を開くべきです。お答えください。

資材高騰が止まらず、事業費が大幅に膨らみ、各地で再開発事業がストップ、見直しが行われる中で、多額の税金投入となることは明白で、後楽二丁目南地区も併せ、拙速に都市計画決定するのではなく、区民全体の合意形成がされるまで事業を進めるべきではないと考えます。お答えください。

区財政を左右し続けるシビックセンター改修費は、日建設計の報告書どおり、百七十四億円から一・五倍の二百六十五億円、期間は十年から十五年へ延長されました。

視点別に見ると、防災、省エネルギー、トイレを除く利便性向上までの合計は、当初の三割減です。改修費が増えたのは、エレベーターやゴンドラが一・三倍の三十八億円、内・外装が一・六倍の五十一億円、電気設備が二倍の五十九億円、そして、トイレ改修十四億円と機械設備六十億円はどちらも三倍で、続く十六から十八年目に熱源設備へ十九億円、高圧受変電設備に二億円掛かり、機械設備は当初の四倍で、七十九億円に達します。

結局、日建設計はシビックセンターに十八年で二百八十六億円掛かると言いますが、これらの工事説明会を一度も行わず、莫大な税金投入を進めるなど許されません。認識を伺い、以下、説明を求めます。

まず、スプリンクラーや天井の耐震化が未着手のフロアと着手時期の見通し、次いで、想定外の豪雨で高圧受変電設備と熱源設備がある地下四階が水没したとき、これらの機能は維持可能か、また、代替機

能はあるのか、そして、シビック周辺で〇・五から一メートルの浸水想定を超える水害が起きた場合、地下の設備機器を守るために設置した防潮板、換気口の防水措置、排水設備はどう機能するのか、各仕様と機能を示し、説明すること。また、今の高圧受変電設備と熱源設備の利用年数、法定耐用年数、メーカーによる品質保証年数、更新による経費節減の試算額、これまでの長寿命化対策と効果、更新と延命させた場合の比較検討結果、更新は不可避か、以上、それぞれ詳しく説明を求めます。

以上で質問を終わります。

答弁いかんでは、再質問を留保いたします。

御清聴、誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　石沢議員の御質問にお答えします。

最初に、暮らしの支援に関する御質問にお答えします。

まず、予算編成方針等についてのお尋ねですが、質の高い行政サービスを提供するためには、健全で持続可能な財政運営の維持が必要不可欠であり、そのためには、令和九年度予算編成方針に示した、真に必要な財政需要を見極めることが、重要な視点であると認識しております。

また、物価高騰への対応を始めとする喫緊の課題に対しては、これまでも、時勢を捉えた補正予算の編成により、スピード感を持って対応しており、引き続き、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

次に、中小企業支援についてのお尋ねですが、中東情勢による事業活動への影響に対する支援としては、先月から、持続可能性向上支援補助における補助件数の拡充や、一時的な資金需要に対応するための中東情勢対応つなぎ資金の新設など、経営基盤及び資金繰り支援の強化に取り組んでおります。

したがいまして、現時点で、中小企業事業継続支援補助及び無利子無担保融資を実施する考えや、国に対し、給付金事業を求める考えはございません。

次に、介護事業所に対する財政支援等についてのお尋ねですが、区では、物価高騰対策支援のほか、介護職員向けの家賃補助や研修費用の補助等、介護サービス事業者に対し、様々な支援を実施しております。また、訪問介護事業者への電動アシスト自転車の購入等に対しては、都において一定の補助制度を設けているため、現時点で区独自の補助は考えておりません。

次に、介護施設に関する御質問にお答えします。

まず、特別養護老人ホーム運営法人との打合せ内容についてのお尋ねですが、当該法人からの申出の趣旨は、法人全体の財務状況が悪化する中で、人材確保のコストが上昇し続けている状況であり、今後の特別養護老人ホーム運営再開に支障を及ぼす可能性も予見されることから、社会福祉法人の責務において、早期に対策を検討すべきとの判断に至ったものと認識しております。

この申出に対して、区は、当該法人へ、安定的な運営に向けて事業を継続していただくよう要請したものです。

次に、当該法人の経営悪化の要因等についてのお尋ねですが、主な要因は、選定後における他自治体で運営する特別養護老人ホームの入所率低下等によるものと説明を受けております。

なお、令和六年度の法人選定に当たっては、公募時点における直近の財務状況等に基づき、適切に審査を実施しております。

次に、後継法人についてのお尋ねですが、後継法人に対しては、安定的な経営能力等を確認するとともに、利用者へのサービスと職員の継続性を前提として協議を進めてきたところです。

一方、社会福祉法人の経営は、社会経済情勢の変化や介護保険制度の改正など、様々な要因の影響を受けるものであり、区が法人の将来的な体制について申し上げることはできません。

区としては、事業譲渡後においても、後継法人の経営状況等について、定期的な確認や情報共有を図りながら、介護サービスが安定的に提供されるよう支援してまいります。

次に、事業譲渡に関する説明についてのお尋ねですが、事業譲渡に関する法人間の協議が進行している間は、不確定な情報により利用者や職員に不安や混乱が生じないよう、情報の取扱いは厳密に対応する必要があったことから、説明の時期については、当該法人と慎重に調整してまいりました。

法人間において、事業譲渡に関する協議が一定の段階に至り、利用者やその家族、職員に及ぶ影響等も含めて方向性が整理された時点で、区民や議会に説明できる状況が整うものと考えております。

次に、千駄木の郷の運営についてのお尋ねですが、区では、本年四月の事業承継後も、定期的な報告及び現地確認を通じて、サービス提供や利用者及び職員の状況を確認しております。

また、区で受けた利用者やその家族からの意見、要望については、運営法人と共有し、必要に応じて改善を求めているところです。

加えて、介護サービス事業者への運営指導において、実施状況及び運営体制についても定期的に確認し、適宜指導助言を行ってまいります。

次に、旧区立特別養護老人ホームについてのお尋ねですが、旧区立特別養護老人ホームを区立として運営する考えはございませんが、引き続き、運営費助成や建物の大規模改修等を区の責任において行うなど、介護事業者への支援を継続することにより、介護サービスが安定的に提供されるよう努めてまいります。

次に、介護保険料等についての御質問にお答えします。

利用者負担や公費負担割合等については、国において議論がなされるべきものであり、区として個別に意見を申し上げる考えはございません。人材確保、定着等に向けた介護報酬への対応等については、区長会等を通じて、引き続き、国へ要望してまいります。

また、介護保険料については、本年度に第十期高齢者・介護保険事業計画を策定する中で、今後のサービス給付費を適切に見込みながら、次期介護保険料の算定を行ってまいります。

なお、介護給付費準備基金については、今期の事業計画期間における活用状況を踏まえながら、その目的にのっとり、適正に運用してまいります。

次に、防災に関する御質問にお答えします。

まず、首都直下地震への体制等についてのお尋ねですが、地域防災計画では、地震による区の被害が最大となる震度六強を想定した都心南部直下地震及び多摩東部直下地震を前提条件とし、避難所の開設や職員体制を計画していることから、見直し等は考えておりません。

また、職員については、年一回以上の研修等により、防災対策に関する知識の習得を図るとともに、各種訓練への参加を通して、災害時の応急対応力の強化に努めております。

次に、災害用シャワー等の確保についてのお尋ねですが、災害用シャワーについては、発災時に避難所等での活用を想定し、一つのユニットに二つのシャワー室を配置した仕様のものを四台備えております。

また、災害時用トイレカーは導入していませんが、災害時のトイレ環境については、簡易トイレやマンホールトイレ等により対応することを想定しております。

次に、災害対策に関する国への要望についてのお尋ねですが、これまでも、災害対策の充実について、区長会を通じて国に要望しており、個別に意見を申し上げる考えはございません。

次に、耐震改修の助成についてのお尋ねですが、実績の減少要因は、助成対象となる耐震性が不足している旧耐震建築物が耐震補強や建替えにより減少していることに加え、共同住宅では、耐震化に向けた合意形成が困難であることなどが挙げられます。

また、先月末時点での申請件数は、診断二十四件、設計一件、工事十三件です。本年度から実施している分譲マンション建替え助成の申請はありませんが、区報やホームページで周知するとともに、管理組合等にダイレクトメールを送付し、今後三年間、東京都とともに戸別訪問を実施する予定です。

区民から助成制度への問合せが例年より多く、近年の大規模災害が発生している状況も踏まえ、区民の防災意識は高まっているものと認識しております。

次に、感震ブレーカーについてのお尋ねですが、都が令和五年度及び六年度に実施した木造住宅密集地域における感震ブレーカーの配付について、申込数等の実績は公表されておりません。

また、区では、都の防災都市づくり推進計画における不燃化対象地域に居住する避難行動要支援者を対象にしており、昨年度の配付実績は二十二件です。

六年度に実施した文京区政に関する世論調査の結果では、自身が行っている災害対策として、感震ブレーカーの設置と回答した方が五％未満であったこと等に鑑み、有効性を周知啓発することが重要と認識しております。

このため、助成対象を拡充する考えはございませんが、引き続き、有効性について周知啓発を行うとともに、他自治体の実施状況等を注視してまいります。

次に、家具転倒防止器具設置助成事業についてのお尋ねですが、現在、区では、区内在住者を対象に、住宅一戸につき一回に限り、家具転倒防止器具の購入・設置費用を助成しております。

令和六年能登半島地震による地震対策への関心の高まりに加え、六年度から助成金額を引き上げたことにより、一時的に申請件数が増加しましたが、その後は減少しております。

今後も継続的な周知啓発を行うとともに、令和八年熊本地震による防災意識の高まりも踏まえ、協力事業者の体制や助成額等の利用条件について研究してまいります。

次に、給食無償化に係る国からの財源についての御質問にお答えします。

予算編成において、国や都からの新たな補助金を財源上の余力と捉える考えはなく、新たな取組に係る歳出予算は、その都度、必要性を見極めて予算化してまいります。

なお、本区における国庫補助金の見込額は、約六億五千万円となっております。

次に、財政運営に関する御質問にお答えします。

まず、実質収支比率と総基金残高についてのお尋ねですが、令和七年度末の総基金残高は約五百十七億円で、六年度末から約二十四億円の減となっております。

実質収支比率は、五・五ポイント改善し、五・三％となりましたが、

その主な要因は、歳出予算の執行率の改善によるほか、特別区交付金の歳入額が見込みを下回ったこともあるため、引き続き、より的確な歳入見積りと歳出予算の執行改善に取り組んでまいります。

次に、住民税非課税世帯等への給付金についてのお尋ねですが、これまでも、目的に応じて様々な事業を実施していることから、住民税非課税及び均等割のみ課税世帯に対する区独自の給付を実施する考えはございません。

次に、高齢者や子育て世帯への家賃補助についてのお尋ねですが、本区においては、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、文京すまいるプロジェクトを実施するとともに、居住支援法人等との連携強化に取り組んでいるところであり、高齢者や子育て世帯に対する新たな家賃補助を実施する考えはございません。

次に、国民健康保険料の子どもの均等割についてのお尋ねですが、これまでも、区長会を通じて、軽減対象や軽減割合の拡大を国に要望しておりますが、子どもの均等割の軽減措置については、国の責任において実施されるものであり、区独自で実施する考えはございません。

なお、国において、来年度から軽減対象を高校生年代まで拡充する措置を講じることが決定しております。

次に、認可保育所等の増設等についてのお尋ねですが、認可保育所等の児童数は、本年度と同程度の水準で推移するものと考えられる一方で、ゼロ歳から五歳までの人口は減少する傾向も見受けられることから、現状、新たに整備する予定はございません。

なお、委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提に認められている国の制度であり、国に対し中止を求める考えはございません。

次に、シルバーパスの購入費負担についてのお尋ねですが、都において、昨年十月より、本人負担額が大幅に軽減されており、区として追加の補助は考えておりません。

次に、免許返納者の電動自転車購入補助についてのお尋ねですが、現時点で実施する予定はございませんが、国や他自治体の動向を注視してまいります。

次に、財政調整基金についてのお尋ねですが、本区においては、災害対策等に備えた基金を設置していないため、大規模災害や感染症対応など不測の事態が発生した場合には、財政調整基金を財源として機動的に対応する必要があると考えております。

また、「文の京」総合戦略でお示しした財政調整基金残高の考え方は、財政運営の弾力性を確保し、不測の事態に備えるための重要な財政規律であると認識しており、改める考えはございません。

次に、投資的経費についてのお尋ねですが、当初予算のプレス発表では、人件費や扶助費といった義務的経費と併せ、投資的経費についても、予算額及び前年度比の増減額や増減率を明示し、その動向を客観的にお示ししております。

学校施設の改築・改修については、公共施設等総合管理計画による将来的な経費の試算、学校施設建設整備基金残高及び、学校施設全体の状況等を総合的に検討した上で、計画的に進めてまいります。

次に、湯島三丁目地区まちづくりに関する御質問にお答えします。

まず、計画の必要性等についてのお尋ねですが、湯島三丁目地区においては、平成二十九年に、地元地権者の発意によりまちづくり協議会が発足し、地域の方々が、地域が抱える課題解決に向けて、時間を掛けて事業の検討を進めており、工事費高騰分の追加支援を目的として都市計画決定の手続を進めるものではありません。

次に、計画容積率についてのお尋ねですが、東京都高度利用地区指定方針及び指定基準に基づき、地区内に整備される広場等の空地や、宿泊施設の整備を評価することにより設定しております。

次に、高さについてのお尋ねですが、平成二十六年に定めた絶対高さ制限の趣旨を十分に踏まえ、再開発によって得られる公共的な効果と周辺環境に与える影響を慎重に検証し、周辺の景観にも配慮の上、検討しております。

また、本地区の計画をもって、今後、周辺において同様の高さの建築物を広く認めていくものではないことから、再開発事業が直ちに周辺の急激な地価上昇等を招くとは考えておりません。

次に、Ａ街区についてのお尋ねですが、現在の想定では、延べ床面積約十一万平方メートル、そのうち、商業施設は約二五％、宿泊施設は約三五％、住宅は約三〇％、事務所その他共用施設等は約一〇％となっております。

次に、宿泊施設等の整備についてのお尋ねですが、東京全体として宿泊需要は高い水準にあり、本地区は交通アクセスにも優れていることから、引き続き宿泊需要が見込まれるものと考えております。

また、湯島地区においては、従前より宿泊施設や商業施設が密集していることに加え、再開発事業において周辺環境の改善が図られることから、公共性の高い事業であると考えております。

なお、現時点では、事業計画が確定していないことから、補助金額についてはお示しできません。

次に、公共住宅についてのお尋ねですが、本区では、人口の回復や住宅ストックの増加等を踏まえ、定住促進を目的とした新たな住宅供給や家賃補助を実施する考えはございません。

次に、都市計画法の手続等についてのお尋ねですが、都市計画の策定については、都市計画法に基づく手続を適切に実施するとともに、説明会等の機会を通じて、地域住民から御意見を伺ってまいります。

また、近年、建設資材価格や労務費等が上昇しており、全国の市街地再開発事業に影響を及ぼしていることは認識しております。

本地区においても、事業の継続性に加え、都市計画上の必要性、事業の実現性、地域への効果、周辺環境への影響などを総合的に検討した上で判断することが重要であると考えております。

引き続き、地域住民と区が連携し、地域課題に適切に対応しながら、まちづくりを進めてまいります。

最後に、シビックセンター改修等に関する御質問にお答えします。

まず、説明会についてのお尋ねですが、経費を含む改修内容については、これまでも区ホームページを通じて周知しており、工事に関する説明会等を行う考えはございません。

次に、スプリンクラー等の耐震化等についてのお尋ねですが、シビックホールや議場などの特定天井の改修は全て完了しております。

また、スプリンクラーの耐震化率は昨年度末で二六％となっており、未着手フロアについては、今後の執務フロア改修工事に合わせ、順次、耐震化を進めてまいります。

次に、想定外の豪雨における地下四階の設備についてのお尋ねですが、地下四階が水没した場合、高圧受変電設備や熱源設備等の機能維持は困難となりますが、三階に設置した非常用発電設備により、常用電源喪失時においても、防災センターなどには電源供給を可能とし、防災拠点機能は維持できる体制を構築しております。

次に、浸水対策の仕様等についてのお尋ねですが、シビックセンター周辺の想定浸水深への対策として、一階出入口等に止水板を配備し、建物外周部やドライエリア等の吸排気口には止水板の設置等を行って

おります。

また、地下には雨水等を貯留するピットを設置しており、一定水位になると自動排水する仕様となっております。

今後、浸水被害想定の見直しがあった場合は、必要な対策を行ってまいります。

次に、高圧受変電設備と熱源設備についてのお尋ねですが、竣工から三十二年が経過し、税法上の耐用年数である十五年を大幅に超過しております。

メーカーからの部品調達は一般的に十五年程度とされ、部品交換等が困難な状況となっており、停電や空調停止のリスクが高まっております。

また、具体的な仕様は今後の設計において精査しますが、高効率設備への更新により、維持管理費等の低減も期待できます。

このため、シビックセンターの安定的な維持管理のためには、設備の更新は不可欠なものと認識しております。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　教育に関する御質問にお答えします。

初めに、学校施設における非常用発電設備についてのお尋ねですが、非常用発電設備の設置に当たっては、受変電設備の改修に加え、学校ごとに建物の構造計算及び排気、騒音等の計算を行う必要があるほか、燃料庫のスペース確保等の課題があるため、今後、区長部局等と検討してまいります。

次に、教材費等の無償化についてのお尋ねですが、教材費及び修学旅行、移動教室の無償化については、子育て世帯への支援全体の枠組の中で検討すべき課題であり、現状においては、就学援助制度により、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

なお、修学旅行については、昨今の物価高騰による保護者の費用負担の増加に鑑み、区立中学生の保護者に対し、修学旅行費の一部補助を実施しているところです。

また、高等学校等への入学に際しての準備金の給付は考えておりませんが、経済的にお困りの方に対しては、高等学校等への入学に当たっての給付型奨学金、入学支度資金融資あっせんなど、各種支援を実施しております。

他区で大学進学などの給付型奨学金制度を実施していることは承知しておりますが、大学などの学費の負担軽減については国において実施されており、区として独自に給付型奨学金制度を実施する考えはございません。

次に、少人数学級の実施や教員の確保等についてのお尋ねですが、児童・生徒一人一人への丁寧な指導体制の確保は重要であると認識しております。学級編制や教職員定数につきましては、国の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき対応しており、本区においては、小学校での三十五人学級編制が完了し、中学校においても順次導入を進めているところです。

小・中学校の欠員の状況につきましては、令和八年四月一日の欠員は三十五名であり、産育休三十三名、病休二名です。正規、非正規による充当数は、正規六名、非正規二十八名です。

また、九月一日の欠員は五十一名であり、産育休四十七名、病休三名、退職が一名です。正規、非正規による充当数は、正規八名、非正

規四十名です。

今後も、欠員が生じた場合には、都教育委員会と連携し、学校運営に支障を来さないよう努めてまいります。

また、区独自での三十人以下学級の導入につきましては、教室や教員の確保などの課題があることから検討は行っておらず、必要な教室数や教員数の試算についても実施しておりません。

今後も、国の制度に基づき適切に対応してまいります。

次に、学校施設の改修についてのお尋ねですが、御指摘の学校において、最初に雨漏りが発生した時期を特定することは困難ですが、事象が生じる都度、適時適切に対応しているところです。

現時点で改築等の予定がない築三十年を経過した学校の外壁、屋上防水工事及び普通教室、特別教室の改修については、学校施設全体の状況を勘案した上で、緊急度、重要度及び優先度などを見極め、計画的に実施できるよう、対象校及び時期を検討してまいります。

また、体育館の音響設備の更新については、設備の状況や緊急度等を考慮した上で、順次検討してまいります。

次に、学校選択制度についてのお尋ねですが、本区では、児童が自分の個性や将来の目標に合った学校を選択できるよう、中学校において学校選択制度を導入しております。

子どもたちの主体的な意思を反映することができる本制度については、今後も引き続き実施してまいります。

次に、小・中学校の空調設備についてのお尋ねですが、空調設備の更新は、特別教室や外壁の改修など、他の工事とできるだけ併せて行うことで、工事の無駄を省き、学校運営に影響が少ないよう計画的に進めていることから、直ちに一斉に行う考えはございません。

なお、空調設備の不調や故障があった場合には、使用年数によらず、迅速に対応しております。

御指摘の学校の空調設備については、令和元年度から三年度にかけて室内機の更新を行ったところですが、今後実施予定の外壁改修工事と併せて、屋上に設置している冷温水発生器の改修を予定しております。

次に、スポットエアコンについてのお尋ねですが、体育館以外でスポットエアコンを使用している学校については、御指摘の中学校一校のみで、格技室でスポットエアコンを使用しております。

当該スポットエアコンのガス空調機への切替えについては、室外機の設置場所や電気容量などの諸条件を確認の上、検討してまいります。

次に、学校施設におけるトイレについてのお尋ねですが、教育委員会としても、女性用トイレの利用環境の改善については重要な課題であると認識しております。

直近の改築校である誠之小学校の便器数は、男性四十四基、女性三十五基で比率は約三対二、明化小学校は、男性三十七基、女性二十三基で比率は約四対三となっております。

学校を改築する際には、公益財団法人空気調和・衛生工学会の算定方式において標準的とされている数以上のトイレを確保しておりますが、今後の改築校における便器数については、国等の動向を注視し、適切に対応してまいります。

一方で、既存校舎のトイレ増設については、設備的な課題もあり、困難であると認識しております。

また、トイレの洋式化については、児童・生徒の使用頻度が低いトイレを除き、ほぼ完了しております。今後も、トイレの利用状況等を考慮しながら、その他の工事等と併せて改修を進めてまいります。

次に、学校施設におけるスプリンクラーの設置についてのお尋ねですが、スプリンクラー設備の設置基準については、消防法施行令第十二条において定められており、現状、区立学校において設置義務のある施設はございません。

スプリンクラー設備の整備に当たっては、地下ピットへの消火水槽の新設、スプリンクラー用の配管を校舎全体に設置するためのルート及びスペースの確保等が必要となり、既存校舎内において新設することは困難であると認識しております。

最後に、育成室待機児童解消への取組についてのお尋ねですが、育成室待機児童解消加速化プランを着実に進め、保育が必要な児童受入枠の確保と定員の適正化に今後も取り組んでまいります。

〔石沢のりゆき議員「議長、八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　八番石沢のりゆき議員。

○石沢のりゆき議員　区長、教育長、答弁ありがとうございました。

パネルで示した学校の雨漏りについてですけれども、教育長は最初に、答弁で「最初に雨漏りが発生した時期を特定することは困難、都度、適時適切に対応している」と御答弁されました。

しかし、天井材が黒く変色して穴が空き、また、水受けまで置いているのに適時適切に対応しているというのは、大いなる矛盾ではないかと指摘せざるを得ません。指摘した雨漏り含めて、直ちに一掃するように求めたいと思います。

学校の音響設備の老朽化や、三十年経った学校の調理室の給湯器の故障などの課題についても指摘しました。三十年経ったシビックセンター改修については総額二百六十五億円つぎ込む計画を示す一方、学校については検討するとして、これからだというのは、あからさまなシビックセンター最優先で、区長の姿勢が問われます。最善、快適で平等の教育環境整備にこそ全力を挙げるよう求めます。

以上です。

○議長（市村やすとし）　議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時五十三分休憩

午後四時四分再開

○議長（市村やすとし）　これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔浅田保雄議員「議長、二十八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　二十八番浅田保雄議員。

〔浅田保雄議員登壇〕

○浅田保雄議員　二〇二六年九月定例議会に当たり、政策チームＡＧＯＲＡから一般質問を行わせていただきます。

最初に、非核平和都市宣言を踏まえた平和施策の更なる拡充についての質問です。

第二次世界大戦の深い反省から設置された国際連合の常任理事国が武力行使を行う事態が続くなど、国際秩序の根幹が揺らいでいます。こうした状況だからこそ、非核平和都市宣言を掲げる文京区が、自治体として平和の価値を再認識し、施策を一層強化する意義は大きいと考えます。

区はこれまで、中学生平和派遣事業や平和のつどいなどを通じ、幅広い層に学びの機会を提供してきました。

しかし、国際情勢が不安定化する今、若者の国際理解教育の拡充、大学との連携による平和学習の深化など、更なる取組が求められています。

非核平和都市宣言の理念を踏まえ、文京区として平和施策をどのように更に拡充していくお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、平和のつどいを地域センターへ拡充する提案です。

区は、平和のつどいを継続して開催し、区民の平和意識の醸成に努めてきました。しかし、現状では、開催場所が限定され、参加者の地域に偏りが生じています。

平和施策をより広く区民に届けるためには、区内各地域センターで輪番での開催を進め、身近な場所で学べる環境を整えることを求め、質問をいたします。

区は、平和教育フィルムや、被爆体験者、東京大空襲経験者などの貴重な教育資源を有しています。これらを地域センター等で活用することで、幅広い世代が参加でき、平和学習の裾野を広げられます。さらに、大学や専門家との協働により、地域ごとに特色ある平和プログラムを展開することも期待できます。

平和のつどいを地域センターへ拡充し、保有する平和教育フィルムの上映、語り部による講話などを八月期に実施する考えはないか、伺います。

次に、中学生の沖縄県うるま市との交流の拡充についてです。

中学生を受け入れていただいている沖縄県うるま市を、文京区議会として訪問しました。

石川歴史民俗資料館によれば、戦後、うるま市石川地域には石川民間人収容所が設置され、戦前人口二千人足らずの地に約三万人が強制的に集められました。ここは、沖縄県各地の民間人収容所の中心的役割を担い、戦後行政の出発点となりました。

収容所内での住民の生活は米軍管理下に置かれ、自治は大きく制限されましたが、一方で、戦後復興の基盤となる諸制度がここから始まったことが確認できました。

こうした沖縄戦の痛ましい歴史に加え、戦後復興の事実も併せて学ぶことは、平和教育として極めて重要です。

加えて、うるま市のエイサーなどの伝統文化、生活、歴史を総合的に学ぶ交流事業へと発展させるべきと考えます。見解を伺います。

次に、北海道ニセコ町まちづくり基本条例と文京区自治基本条例の比較から見る課題です。

区民参画の制度化とＰＤＣＡサイクルについての質問です。

総務区民委員会で、北海道ニセコ町のまちづくり基本条例を視察しました。元町長の逢坂誠二氏は、在任中に情報公開・情報共有・住民参加を徹底し、行政と住民が対等に議論できる環境を整備しました。今でも町民からの熱い支持と、全国から高い評価を受けています。

一方、文京区自治基本条例は、開かれた区政、区民参加と協働を掲げ、理念は高く評価できます。しかし、判断・決定過程への区民参画は制度化されておらず、行政が方針を決めた後に意見を聞く、旧来型の参加にとどまっています。審議会でも多様な区民の側からの声が十分に反映されているとは言えず、行政を検証する基盤が弱いとの指摘もあります。

政策課題の発見から意思形成過程まで、ＰＤＣＡの各段階に区民が関与する仕組みを整備すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、行政の透明性と住民参画の強化についてです。

ニセコ町のように、情報共有を徹底し、政策形成過程への住民参画を制度として位置付けることで、文京区の自治基本条例を実効性あるものへ進化させる考えはないでしょうか。行政の透明性と住民参画の強化に向けた、具体的な区としての改善策を伺います。

次に、予算編成への区民参加の制度化についてです。

予算編成の過程で、区民から次年度予算に反映させる事業提案を受け、それを予算化する仕組みを設けるべきです。町会への割当て予算の消化ではなく、区民の立案や自主的な計画に大胆に補助を行うべきです。

若い子育て世代の企画を支援していく、これまでの一律補助から、自主的な企画立案を重視する制度へ転換する考えはないか、伺います。

地域連携の観点から、広く区民の方が、友好都市との交流、訪問、観光などの自主的な計画を区が支援していくのはいかがでしょうか。また、予算編成で区民及び研究者の方からの提案を受け付け、それを区民が選択し、区政に反映する制度を創設してはいかがでしょうか。伺います。

次に、地域の居場所づくりと子ども食堂の評価です。

区内十三か所で展開される子ども食堂は、経済的困難を抱える家庭への支援から始まり、現在では地域の居場所として定着しています。これは、区や社会福祉協議会の要請ではなく地域の自主的な活動であり、高く評価すべきです。

また、子ども食堂は、会食だけでなく、テイクアウト方式を取り入れ、訪問することで、高齢者の見守り、安否確認にもつながっています。この点についての認識を伺います。

しかし、容器代の高騰など、継続に必要な経費負担が増しています。こうした現場の課題に対して、区として支援を強化する考えはないか、伺います。

次に、若者の夜の居場所づくりです。

Ｂｕｎｋｙｏ　Ｎｉｇｈｔ　Ｙｏｕｔｈ　Ｌｏｕｎｇｅが始まったばかりですが、参加者数、参加者の属性、求められている支援内容をどのように把握しているのか、伺います。

若者が安心して過ごせる夜間の居場所は、孤立防止、相談支援、文化活動の場として重要です。地域の町会や健全育成会のお祭りやイベント、ボランティア活動などにつないでいくこと。今後の方向性と展望を伺います。

次に、地域の自主的な文化・芸術活動への支援についてです。

文京区には多様な文化・芸術団体が活動していますが、特に音楽団体から、練習場所の不足、とりわけ防音環境の整った施設が限られているとの声が寄せられています。

区が今後、地域施設を整備する際には、防音設備を備えた練習室を計画的に設置し、学校体育館なども防音改修を行うことで、多目的に活用できるようにしてはいかがでしょうか。

現状、区立小・中学校の音楽室は一般開放されておらず、地域の文化・芸術活動の場として十分に活用されていません。学校施設は教育目的を最優先としつつも、文化・芸術活動の推進、生涯学習の観点から、利用団体の審査を行った上で、音楽室の利用を可能とする仕組みにしてはいかがでしょうか。

地域の文化力を高めるためにも、区として、音楽を始めとする文化・芸術活動への支援をどのように強化していくのか、三点の見解を伺います。

次に、修学旅行費用の全額負担についてです。

区が、給食費や医療費の無償化、物価高騰対策として一万円を助成するなど、教育環境・子育て支援に尽力いただいていることに感謝をいたします。

しかし、近年、物価高騰により家庭負担が増大し、経済状況によって学びの質が左右される懸念が高まっています。修学旅行は、社会性の育成、歴史・文化への理解など、学校教育法に基づく教育の一環と

して重要な役割を担っています。

教育委員会が掲げる、誰もが学びに参加できる環境を実現するためには、修学旅行の公費負担を更に進めるべきです。他の自治体では、既に移動教室や修学旅行費用を全額公費負担とし、教育の公平性を確保する動きが強まっています。

学校現場・保護者から、家庭負担の軽減、学びの質の確保を求める声が上がっています。区はこうした声を把握しているのか、伺います。

修学旅行費用を区が負担する制度を創設し、教育の機会均等をより確かなものにする考えはないでしょうか。また、他自治体の先行事例を踏まえ、文京区としてどのような制度設計が可能であり、検討の余地があるのか、伺います。

探究学習が重視される現在、生徒参加型の意思決定は、市民的能力の育成にも直結します。修学旅行の行き先決定に生徒の意見を制度的に反映する仕組みを導入する考えはないか、伺います。

次に、指定管理、委託などで働く労働者の処遇についての質問です。

まず、事業者変更時の職員の継続雇用の位置付けです。

区の委託・指定管理事業などでは、事業者が変更となる事態が生じています。例えば、指名停止による目白台・根津児童館のワーカーズコープ、撤退判断等による白山の郷の福音会や芙蓉会、千駄木の郷の桜栄会、事業譲渡によるたんぽぽ保育園第三分園のあしたばの会などです。

これまで区民サービスを担ってきた職員が継続して働くことは、サービスの質と継続性を守る上でも重要です。区は、事業者が変更となる場合の職員の新しい法人への継続雇用について、どのように位置付けているのか、伺います。

次に、労働条件の継承と処遇の維持についてです。

現在、区が新たな運営法人に継続雇用を求めても、実際には、旧法人を退職し、新法人に新規採用される形となり、賃金の引下げや勤続年数、有給休暇などが引き継がれないケースがあります。労働条件の不利益変更を防ぐため、区として、事業者選定や契約の段階から、職員の雇用と労働条件の継続を求めるべきです。

長年、区の施設・事業で専門性を培い、区民と信頼関係を築いてきた職員が、法人変更を理由に処遇を下げられたり職を失ったりすることは、区民サービスの低下につながります。法人が替わっても、そこで働く人が安心して働き続けられることを基本とし、継続雇用と労働条件の継承を区の責任ある方針として位置付けるべきです。

継続雇用を新法人にお願いするだけでなく、これまでの勤続年数や有給休暇、賃金などの労働条件についても、一定のルールを設け、継承される仕組みを作り、区として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、区内大学との連携強化です。

文京区には多数の大学が集積し、ほぼ全ての大学が地域貢献・地域連携を教育方針に掲げています。福祉施設への支援活動、子どもたちへの夏休み学習支援、研究活動、町会イベントや災害地への支援など、様々なボランティア活動が始まっています。

区は、区内大学と事務レベルでの懇談会を開催していますが、こうした課題はどのように協議されていますか。伺います。

一方で、各大学から受入先が定まらないとの声があり、地域からはどこに要請すればよいか分からないとの声があります。

区の地域福祉保健計画の実績報告では、学生ボランティア団体等と連携し、多様な主体が地域活動に関わるきっかけづくりを進めるとしています。福祉部に限らず、これらの大学の要望やきっかけづくりを

区のどの課が担当し、窓口はどこなのか、伺います。

区として、平和学習、地域課題の研究、若者支援、食育、文化事業など、大学との連携を区の柱として位置付けるべきです。区内大学との連携をどのように強化していくのか、伺います。

また、児童館・育成室や学校行事において、夏休みなどの三期休業やプール指導、移動教室など、短期間で応援を求めたい場合、学生の力を借りるために、各大学と区の窓口を設置しておくことで、人材確保と行政サービスにつながります。見解を伺います。

次に、食育の更なる推進についての質問です。

まず、保育園給食です。

区立保育園全園に栄養士が配置され、離乳食は成長に合わせて四段階に設定されるなど、他自治体に比べて、ぬきんでてきめ細やかな対応がされています。その具体的な内容と、献立作成、栄養士間での研究の交流や発表、試作会などの具体的な内容を詳細にお示しください。

アレルギー対応は命に関わる問題です。近年、多様なアレルギーのある子どもが増加し、保護者からの要望は多岐にわたり、それに応え、子どもの成長に合わせた対応が行われています。こうした不安のある方一人一人に個別対応が求められています。各園においてどのような対応になっているのか、お示しください。

調理の現業職の退職不補充、栄養士と調理員でこれまで作り上げてきた文京区の財産を、民間認可保育園にもどのように継承していくのか、お答えください。

次に、学校給食です。

二〇〇五年に食育基本法が制定され、区立小・中学校では、和食文化の継承、国内交流自治体の食文化理解、地産地消、ＳＤＧｓ学習を組み込んだ高度な食育が展開されています。

学校、保育園給食の充実に加え、都市間交流を通じた食育の深化を提案します。

区立小・中学校の和食給食では、食材の特性を生かした調理法や一汁三菜を通じた栄養バランスの理解を深め、行事食を取り入れて、文化と作法を体験的に学んでいます。

これらの食育は、自治基本条例の理念に照らせば、給食を教材化する学びの保障であり、地産地消は持続可能性の実践、交流自治体との食材活用は自治体間連携に当たります。

例えば、うるま市の特産であるもずく、金沢市の加賀れんこんを給食に取り入れることで、地域の歴史や文化を学ぶ新たな食育が可能になります。

区として、こうした自治体間連携の食育を更に推進すべきと考えますが、見解を伺います。

各学校の栄養士は、工夫を凝らした献立作成や給食指導の研究を行っています。子どもの健康、体力の向上を主要課題に掲げ、食育を生活習慣改善の柱として位置付けています。朝食の重要性や栄養バランスの理解なども含め、その内容を保護者の方に紹介する取組はいかがでしょうか。

食べ残しの残菜の処理を通じた地域循環型の社会の創造、リサイクル、環境を守る視点からの食育はどのように実践され、教育に生かされているのか、伺います。

次に、災害対策です。

熊本地震や千葉県の水害では、災害後に大量の瓦礫や災害ごみが発生し、処理の遅れが生活再建を妨げました。木密地域や狭隘道路が多い本区の都市構造を踏まえれば、災害ごみの回収が困難になることは明らかです。

近年、倒壊家屋の木材、家具、布団、浸水した電化製品などの分別と撤去処理が課題になっています。さらには、下水の容量を上回る内水氾濫、都市型水害で動けなくなった車両など、新たな水害による課題も想定した計画が必要です。

七月豪雨で、高台にある誠之小学校入口エントランスが浸水したように、高台でも被害が起きます。区として、災害直後の瓦礫撤去をどのように位置付け、道路啓開と連動した回収体制をどのように整備するのか、伺います。

協働協治の観点からも、区民への要請として、平時からの家具転倒防止、家屋の耐震化、浸水対策、車両の保管場所の確保など、災害ごみを減らす予防策を明確に示すべきです。

災害ごみ処理は生活再建の基盤であり、区として実効性ある計画の策定と周知を求めますが、見解を伺います。

次に、会計年度任用職員の処遇改善について伺います。

会計年度任用職員や臨時職員の欠員状態が続き、定数増や要配慮児童の加配などにおいて、欠員が常態化しています。

一部報道では、本区は、正規職員に占める臨時・非常勤職員の割合が高いと指摘されました。これまで、保育園、学校、児童館などの施設で、必要とする全ての子どもの受入れを求めてきましたが、その対応として、会計年度任用職員の割合が高くなっています。特に育成室では、要配慮児に対し、子ども一人に非常勤職員を一名加配を基本としてきました。

区は、職員数の適正化を基本方針としており、教育・子育て支援関連などへの増加する事業の施設利用者の声に応えて、多くを会計年度任用職員で補っている状況と受け止めていますが、この点について説明を求めます。

会計年度任用職員の休暇制度は、法令の枠内で区独自に改善可能です。特に、夏季休暇や年次有給休暇の付与方法は、区の裁量で拡充できます。

区長に伺います。区民サービスを支える重要な人材として、休暇の柔軟化や付与日数の上乗せなど、働き続けられる環境整備を進めるべきではないでしょうか。区独自の改善により、職員の定着と質の高い行政運営につながると考えます。見解を伺います。

二〇二〇年四月の法改正により導入された会計年度任用職員制度は、期末・勤勉手当の支給など改善が図られましたが、正規職員と同一労働をこなす反面、同一賃金にはほど遠いのが現状です。ダブルワークをせざるを得ず、体力的な負担から勤務に影響が出ることも少なくありません。

根本的に、単年度、一年限りの任期という不安は解消されていません。安心して働き続けられる保証はなく、毎年履歴書を提出し審判を仰ぐという、不安定な雇用となっています。区の業務を支えているこうした方々に、安心して働けるための方策をお示しください。

また、現場では、十年、二十年と経験を積んだ職員も数多くいますが、経験年数加算がなく、一年目の会計年度任用職員と同額の賃金であることは、働く意欲の低下にもつながっています。継続して働いた期間に応じた処遇改善を求め、見解を伺います。

次に、放課後等デイサービスの不足についてです。

放課後等デイサービスは、単なる預かりではなく、児童福祉法に基づく支援として、障害児本人の生活能力向上、家族支援、地域連携を担う場です。区には、民間施設を含め、二十三か所の施設が設置されています。

指導員の専門性が求められ、利用者一人一人の個性への対応が必要

です。現場での指導員の質、専門性の向上は、体系的な研修、現場での実践支援、評価とフィードバック、キャリアパスの明確化の四本柱を所管が対応すべきではないでしょうか。現状の対応を伺います。

現在、入所人数が限られており、育成室を卒業した障がいのある生徒が入所できず、複数施設を掛け持ちする状況や、席確保のために育成室に二重登録するなど、家庭に負担が掛かっています。

令和七年度には六百三十四人、令和九年度には七百七十四人の利用者が想定され、年々増加傾向にあります。保育園や育成室は増設により待機児が解消されつつありますが、放課後等デイサービスは不足しています。

区内の地域バランスも考慮しながら増設を求め、方針を伺います。

次に、合理的配慮の推進についてです。

障害者差別解消法の理念に基づき、障害のある子どもが学校や育成室で安心して生活するためには、関係者間の合理的配慮と適切な支援が不可欠です。

放課後児童クラブ運営指針によれば、障害の子どもが共に成長できるよう、見通しを持った計画的な育成支援が求められます。そのためには、個別の支援計画を作成し、保護者や学校と方向性を共有することが必須ですが、現状では、個人情報保護を理由に、必要な情報が十分に共有されていません。その結果、支援が途切れ、差別解消法の趣旨に反する事態が生じかねません。

障がいがある子どもに限らず、個人情報保護を理由に必要な情報が伝わらない現状を克服するため、保護者の同意取得やガイドライン策定といった具体策をどのように検討しているのか。

他自治体では、保護者同意の下、支援シートや連携会議を導入し、学校と放課後児童クラブが情報を共有することで、支援の一貫性が確保され、成果を上げています。

教育面と子育て支援の両面における責任と役割を明確にし、学校と育成室双方の連携を教育委員会が主導して強化していくべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、文京区が所有する地域フィルムの活用についての質問です。

文京区視聴覚ライブラリーは、昭和三十五年の創設以来、十六ミリフィルムやＤＶＤなど多数の映像資料を収蔵し、学校教育を中心に活用されてきました。

区民が撮影した八ミリフィルムをＤＶＤ化した映像には、一九七〇年から八〇年代の生活や街並みなどが記録されており、地域の歴史と文化を伝える貴重な資料です。

これらの映像資源を、学校のみならず区内全域で上映し、地域の歴史を学ぶ機会を広げることは、地域アイデンティティの醸成にも資するものと考えます。

区として、花の五大まつりを始め、地域の自主的な行事に対し、視聴覚ライブラリーが地域アカデミーとして上映協力を行う仕組みを構築してはどうか、伺います。

さらに、同ライブラリーには、平和問題の教材として、核兵器の恐ろしさと平和の尊さを訴える映像が収蔵されています。これらを各学校で上映し、平和学習として生かしてはいかがでしょうか。伺います。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　浅田議員の御質問にお答えします。

最初に、平和事業についての御質問にお答えします。

本区では、平和の尊さや戦争の悲劇について、区民の理解を深め、次世代へと継承していくため、東京大学との協働による、子ども向けワークショップを開催するなど、これまで様々な平和施策を推進してきたところです。

毎年冬に実施している巡回原爆資料展は、昨年度に引き続き、教育センターと大塚地域活動センターの二か所において実施する予定ですが、平和事業の開催場所を含め、大学や専門家との協働による、更なる平和事業の展開、視聴覚資料の活用については、今後研究してまいります。

次に、区民参画に関する御質問にお答えします。

まず、政策形成における区民参画についてのお尋ねですが、区では、自治基本条例において、協働・協治を自治の基本理念として掲げ、区民参画の手続に関する指針に基づき、施策の内容や検討段階に応じて、多様な手続を組み合わせ、幅広い意見聴取に努めているところです。

具体的には、審議会等への区民委員の参加を始め、パブリックコメントやアンケートなど、施策に応じた様々な区民参画の機会を設けております。

政策形成過程への区民参画の制度化については、限られた財源の中での優先順位付けや参加者層の偏りなどの課題があるものと認識しております。

今後とも、協働・協治を推進するに当たり、情報の公開や区民参画等を通じて、行政の透明性と信頼性の確保に引き続き取り組んでまいります。

次に、区民による企画立案を重視した補助制度についてのお尋ねですが、区では、町会・自治会の意見を踏まえながら、多様な地域活動を支えるため、一定の基準に基づいた補助事業を実施しております。

現時点で御提案の補助制度へ転換する予定はありませんが、町会・自治会による子育て世代に向けた企画や、協定等締結自治体と幅広い分野で連携していくことの必要性は認識しております。

引き続き、各種補助事業を実施し、地域コミュニティの核である町会・自治会活動の支援を行ってまいります。

なお、住民参加型の予算については、他の自治体で導入されていることは認識しておりますが、本区においては、現場に一番近い各職員が区民ニーズを的確に把握しながら予算編成を行っているため、現時点において、御提案の制度を導入する考えはございません。

次に、子ども食堂に関する御質問にお答えします。

まず、現状の認識についてのお尋ねですが、子ども食堂が、子どもの居場所としての役割に加え、食事の提供を通じて高齢者の見守りや安否確認にもつながっていることは、地域で支え合う取組として意義のあるものと認識しております。

次に、助成についてのお尋ねですが、区ではこれまでも、食材等の物価が高騰する中、社会福祉協議会を通じて、活動の立ち上げや運営に必要な経費を助成してまいりました。

また、本年度から、利用人数に応じた助成額に見直すなど、支援の拡充を図っているところです。

今後とも、子ども食堂が地域における大切な居場所であり続けるよう、運営団体への支援を継続するとともに、食事提供に必要な経費についても、物価高騰等の社会状況や各団体の運営実態を踏まえた支援の在り方を検討してまいります。

次に、若者の居場所事業についての御質問にお答えします。

九月一日時点での登録者数は百八十二人で、男女比はおおむね均等

であり、年代は、二十代以下が五五％、三十代が四五％となっております。

また、先月に実施した四回で、延べ九十一人の利用があり、このうちイベントの参加者は延べ十九人、相談事業の利用者は延べ十四人でした。

利用者へのアンケートでは、学びや交流を求める意見が多く寄せられており、今後は、これらの意見を踏まえたイベントの実施を検討してまいります。

引き続き、利用者のニーズを把握しながら本事業を進めるとともに、交流イベント等を通じて地域活動に触れる機会を設けるなど、若者が地域とのつながりを深めるきっかけづくりにも取り組んでまいります。

次に、地域の文化活動に関する御質問にお答えします。

まず、防音設備を備えた音楽室等についてのお尋ねですが、地域アカデミー施設等では、防音設備を備えた音楽室等が活用されておりますが、未設置の地域施設については、利用者等の御意見を伺いながら、総合的に判断してまいります。

次に、文化・芸術活動への支援についてのお尋ねですが、区ではこれまでも、アカデミー推進計画における文化芸術分野の施策に基づき、様々な事業を展開してきました。

昨年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、現在、新たな計画を策定中であり、今後とも、誰もが楽しめる機会の創出など、文化・芸術活動への支援に努めてまいります。

次に、施設運営事業者の変更に伴う労働者の処遇についての御質問にお答えします。

これまで、福祉施設等の運営事業者が変更した際には、安定したサービスを継続できるよう、変更後の事業者に対して、職員の継続雇用に配慮を求めるなどの対応を行ってまいりました。

一方、指定管理者制度又は業務委託において、プロポーザルにより新たに選定される事業者については、必要な区民サービスを提供できる体制であることを確認した上で選定しております。加えて、従業員の雇用や労働条件については、各事業者がそれぞれの経営方針等を踏まえて定めるものであり、その裁量を制限することは、結果として、新たな事業者の参入を妨げ、適正な競争性が確保できなくなるおそれがあります。

したがいまして、新たな事業者に対し、これまで当該業務に従事していた前事業者の労働者について、継続雇用を一律で求めることは、適切ではないと考えております。

そのため、継続雇用や労働条件の承継をルールとして定めることは考えておりませんが、今後とも、各事業が円滑に推進されるよう努めてまいります。

次に、区内大学との連携強化についての御質問にお答えします。

区では、地域連携担当者会議を年二回開催しており、区と大学相互の情報提供から協力依頼まで、様々な議題について協議しています。

会議において大学から要望等があった場合は、会議の所管課から関係部署へ情報提供し、個々の事案について適切に対応しております。

また、ボランティア活動や学校行事等で大学と連携する際は、社会福祉協議会が運営する地域連携ステーションフミコムとも連携しながら、事業や施設の所管部署が窓口となり、地域等の課題解決に努めているところです。

区では、アカデミー推進計画において、区内大学を地域資源として位置付けており、引き続き、官学連携を進めることにより、地域貢献につながる事業を拡充できるよう取り組んでまいります。

次に、保育園の給食に関する御質問にお答えします。

まず、区立保育園の栄養士業務についてのお尋ねですが、離乳食については、国のガイドラインにおいて、月齢や成長に合わせ四段階が示されておりますが、本区では、独自に幼児食への練習期を設けて五段階で対応するなど、幼児食へ円滑に移行できるよう、丁寧に対応しております。

毎月の献立作成に当たっては、大量調理に向いているかや食べやすさ等について検討するほか、毎年度の試作会では、栄養士全員が参加して、栄養価をテーマにした新メニューの開発に取り組んでおります。その他、食育の一環として、各園において、子どもと栄養士が一緒に献立の一部を考える取組を実施しております。

栄養士間の交流については、毎月の定例会において、メニュー開発や保護者対応、離乳食及び食育に関する勉強会を開催するとともに、その成果をマニュアル等に整理し、共有しております。

次に、区立保育園におけるアレルギー対応についてのお尋ねですが、区立園では、国のガイドラインに基づき、アレルギー対応マニュアルを作成し、給食調理業務を実施しております。

また、区立園の栄養士会が中心となり作成した研修動画を、食事に関わる業務に従事する全職員が視聴するほか、アレルギー専門の外部講師による研修を開催するなど、事故防止のための取組を定期的に実施しております。

さらに、保護者からのアレルギー相談等に対し、翌月の献立を確認しながら、園長、看護師、栄養士、調理従事者が出席し、個別に保護者面談を行うことで、御事情に丁寧に寄り添い、保護者の不安の解消に努めております。

次に、調理業務等の私立認可保育所への継承についてのお尋ねですが、区立園に勤務する栄養士や調理師が積み上げてきた業務上の様々なノウハウ等については、経験のある調理師が作業する様子を撮影した動画を献立説明会で視聴するとともに、今後従事する職員への資料として活用するなど、技術の継承に努めているところです。

私立認可保育所については、各園や事業者ごとに独自の工夫を凝らして給食の提供を行うことを基本としておりますが、区の栄養士が窓口となり、給食業務全般に係る相談への対応や、区立園の好事例の紹介等を適宜行っております。

今後とも、これらの取組により、区立園、私立園の給食業務の質の向上に努めてまいります。

次に、災害ごみについての御質問にお答えします。

本区では、災害廃棄物処理計画を策定しており、道路啓開等に伴う瓦礫などは、発災後、発生量を推計した上で、応急集積場所や一次仮置場を指定・設置し、協定を締結している団体から供給される車両などで運搬することとしております。

また、災害時のごみの出し方ガイドブックを作成して区民周知を図っており、家具転倒防止器具の活用や、日頃から不要なものを処分しておくことなど、災害時のごみ減量への協力を呼び掛けております。

引き続き、平時のごみ減量施策に加え、災害時のごみ減量の必要性について、周知に努めてまいります。

次に、会計年度任用職員の処遇に関する御質問にお答えします。

まず、職員の配置についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、本区では、多くの保育園、幼稚園及び児童館・育成室を直営で運営しているほか、子どもたちが各施設で安心して過ごすことができるよう、要配慮児対応や特別支援教育などに従事する会計年度任用職員を多く配置しております。

これらの業務は、対象となる子どもの人数に応じて配置人数が変動することから、会計年度任用職員による対応になじむものと考えております。

今後とも、行政需要に応じた職員数を精査し、必要な職員体制の確保に努めてまいります。

次に、休暇制度についてのお尋ねですが、これまでも、子育てや介護に係る休暇等に関する区独自の制度改正については、会計年度任用職員についても、正規職員と同様の改正を行っております。

今後とも、正規職員の制度改正や他自治体の動向等を踏まえ、必要に応じて適切に対応してまいります。

次に、安心して働くことのできる環境についてのお尋ねですが、会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、任用は公募を原則としておりますが、勤務実績等に基づく能力実証の結果が良好であることなど、所定の要件を満たす場合には、公募によらない再度の任用を行っております。

今後とも、関係法令等に基づき任用制度を適切に運用し、安心して働くことのできる環境の確保に努めてまいります。

次に、経験年数に応じた昇給についてのお尋ねですが、会計年度任用職員の報酬については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術等を考慮して定めており、必要に応じて引上げを行うなど、適切に対応しております。

経験年数に応じた昇給については、他自治体の状況等も踏まえながら、引き続き研究してまいります。

次に、放課後等デイサービスに関する御質問にお答えします。

まず、事業所職員の専門性の向上についてのお尋ねですが、区では、都が実施している各種研修の受講を勧奨するとともに、障害者基幹相談支援センターにおいて、事例検討会や障害者虐待防止研修を実施し、他の事業所における効果的な取組の共有や、障害者虐待を未然に防止するための支援力の向上を図っているところです。

また、障害者地域自立支援協議会のこども支援専門部会においても、事業所職員を含む教育・医療・福祉の分野を超えた関係者が参加し、必要な支援や連携の在り方を考える取組を行っているところです。

人材育成や資質の向上は、一義的には各事業所において取り組むべきものと認識しておりますが、区としても、こうした取組を継続することで、事業所職員の専門性の向上に努めてまいります。

次に、事業所の整備についてのお尋ねですが、放課後等デイサービスについては、利用希望者が年々増加しているため、令和六年度から整備費補助金の補助限度額及び補助率を引き上げ、民間事業者による整備を促進してきたところです。

こうした取組により、五年度から昨年度までの三年間に、区立事業所一か所を含め、合計十か所の事業所が開設しました。

引き続き、補助制度等について民間事業者へ周知を図りつつ、地域バランス、立地や面積、近隣の環境等を考慮しながら、公有地の活用も含め、民間事業者による整備を促進してまいります。

最後に、映像資料の活用についての御質問にお答えします。

視聴覚ライブラリーの所蔵資料については、昨年度は百二十七件の貸出があり、区民を始め、育成室や町会等で有意義に活用されているものと認識しております。

上映協力については、現在予定しておりませんが、この貴重な映像資料がより広く活用されるよう、今後とも周知に努めるとともに、地域行事等における活用方策について研究してまいります。

また、平和の尊さや戦争の悲劇を次世代の若者に継承していくこと

は重要であると考えており、議員御提案の方法も含め、子どもたちが平和について考える機会を創出する手法についても、引き続き研究してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　教育に関する御質問にお答えします。

初めに、うるま市への平和特派員派遣事業についてのお尋ねですが、教育委員会では、平和教育の一環として、区と友好都市協定を締結している沖縄県うるま市へ区立中学校代表生徒を派遣し、うるま市の生徒との交流や平和学習を実施しております。

派遣された生徒たちは、沖縄の歴史や平和について学び、うるま市の代表生徒とともに行うエイサー体験などを通じて、伝統文化への理解も深めております。

今後も、うるま市との緊密な連携の下、充実した教育活動を展開してまいります。

次に、学校体育館の防音改修についてのお尋ねですが、体育館の防音改修に当たっては、吸音ボードや二重サッシの設置など、大規模な工事が必要となります。

このため、体育館に求められる機能を精査の上、慎重に検討していく必要があると認識しております。

次に、音楽室の地域開放についてのお尋ねですが、小・中学校の音楽室の地域開放については、音楽室までの動線が分けられない場合、安全管理上の課題があることから、一律での開放は難しく、学校の状況に応じて慎重に判断していく必要があると考えております。

次に、修学旅行費の公費負担についてのお尋ねですが、修学旅行については、昨今の物価高騰により、旅程が組みにくいという学校現場の声や保護者の費用負担の増加に鑑み、区立中学生の保護者に対し、修学旅行費の一部補助を実施しているところです。

また、支援が必要な世帯に対しては、就学援助制度により一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

引き続き、他の自治体や物価の動向等を注視し、適切に対応してまいります。

次に、修学旅行の行き先についてのお尋ねですが、修学旅行の行き先は、各学校において、教育課程に基づき決定しております。修学旅行は、中学校三年間の学習の集大成として位置付けられる学校行事であり、行き先の決定には、事前学習や当日の活動内容を含めた全体の教育的効果を踏まえる必要があります。

現時点におきましては、行き先選定に生徒の意見を制度的に反映する仕組みを導入する予定はございません。一方で、事前学習や準備の過程においては、生徒の主体性や意見を反映できるよう、各学校において工夫を凝らした教育活動を推進しているところです。

次に、学校給食についてのお尋ねですが、区では、毎月様々な地域の郷土料理を提供するほか、年に一回、区と協定等を締結している自治体の食材を使った給食を提供しております。

交流自治体の旅として、今年度も金沢市の加賀れんこんを活用した給食の提供を予定しており、今後、うるま市のもずくを使った献立についても検討してまいります。

また、朝食は、栄養補給とともに、よくかんで食べることで脳や消化器官を活性化させ、早寝早起きや排せつを促すなど、望ましい生活リズムを確立するために大切な習慣であると認識しております。

引き続き、児童・生徒はもとより、保護者が朝食の重要性について理解を深められるよう、学校の献立表や給食だより等を通じて周知・啓発してまいります。

本区では、本年度から、専門業者への委託により、給食の残菜を飼料等へリサイクルする新たな取組を開始しました。

今後も、学校現場での調理方法や献立の工夫を重ねることで、おいしく残さず食べられる給食作りに努めるとともに、残菜リサイクルを食育と結び付け、食への感謝と環境保全の重要性を学ぶことができる機会として推進してまいります。

最後に、育成室を利用する児童に係る個人情報の共有についてのお尋ねですが、児童の放課後生活の充実には、保護者、学校、育成室の連携が必要不可欠であり、現時点においても、必要な情報については共有し、対応しております。

特に、配慮が必要な児童については、現在、育成室で個別の支援についてのサポートプランを作成し、保護者との間で支援の方向性を共有しており、保護者からの同意を得た上で、教育センターや小学校とも情報共有を行い、支援の一貫性を高めているところです。

今後も、法令を遵守した上で、子どもの生活や発達に必要な情報について、保護者と十分な相談を行い、同意を得ながら情報共有を図り、学校、育成室が緊密に連携することで、児童の放課後の生活がより安全で充実したものとなるよう、引き続き対応してまいります。

〔浅田保雄議員「議長、二十八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　二十八番浅田保雄議員。

○浅田保雄議員　自席より発言をさせていただきます。

区長、教育長、御答弁ありがとうございました。

私は、やっぱり、育成室の課題であるとか学校給食の課題というものを本当にこの議員活動で取り組んでまいりました。こうした内容をもっともっとより充実したものにするために、これからも活動してまいりますし、この課題については、また委員会で議論を深めさせていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、九月十六日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会